

世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画 (改定案)

令和8年1月

世田谷区

目次

はじめに	1
第1章 計画改定の目的	1
第1部 基本的な考え方	2
第1章 計画の基本的な考え方	2
第2章 対策の目的等	4
第1節 対策の目的	4
第2節 対策実施上の留意点	5
第3節 対策推進のための役割分担	9
第3章 発生段階等の考え方	13
第4章 対策項目	15
第2部 各対策項目の考え方及び取組	22
第1章 実施体制	22
第1節 準備期	22
第2節 初動期	25
第3節 対応期	26
第2章 情報収集・分析	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	30
第3節 対応期	31
第3章 サーバイランス	33
第1節 準備期	33
第2節 初動期	35
第3節 対応期	37
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	39
第1節 準備期	39
第2節 初動期	42
第3節 対応期	45
第5章 水際対策	48
第1節 準備期	48
第2節 初動期	49
第3節 対応期	50
第6章 まん延防止	51
第1節 準備期	51
第2節 初動期	53

第3節 対応期	54
第7章 ワクチン	56
第1節 準備期	56
第2節 初動期	61
第3節 対応期	63
第8章 医療	66
第1節 準備期	66
第2節 初動期	69
第3節 対応期	70
第9章 治療薬・治療法	72
第1節 準備期	72
第2節 初動期	73
第10章 検査	74
第1節 準備期	74
第2節 初動期	77
第3節 対応期	79
第11章 保健	81
第1節 準備期	81
第2節 初動期	88
第3節 対応期	92
第12章 物資	100
第1節 準備期	100
第2節 初動期	102
第3節 対応期	103
第13章 区民生活及び区民経済の安定の確保	104
第1節 準備期	104
第2節 初動期	106
第3節 対応期	107
第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制	110
第1章 区の危機管理体制	110
第2章 区政機能の維持	127
資料編	130
1 用語集	130

はじめに

第1章 計画改定の目的

区では、平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）の第8条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び「東京都新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「都行動計画」という。）の内容を踏まえ、平成26年4月に「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「区行動計画」という。）を作成した。

この度、今般の新型コロナウイルス感染症対応（以下「新型コロナ対応」という。）で把握された課題を踏まえ、次なる感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために、令和6年7月2日に政府行動計画が全面改定された。また、改定後の政府行動計画及びガイドラインを踏まえ、都行動計画も令和7年5月に改定されている。

区においても、改定後の政府行動計画及びガイドライン、都行動計画の内容を踏まえて、約4年に渡る新型コロナ対応を振り返り、感染症危機発生時において区民の生命及び健康を保護するとともに、区民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的に、区行動計画を改定するものである。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させるなど、対策項目をこれまでの8項目から政府行動計画に合わせた13項目に拡充し、記載の充実を図っている。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の開発・実用化に応じた対策の機動的な切替えについても明確化している。

さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、区の初動対応についても本行動計画において明らかにする。

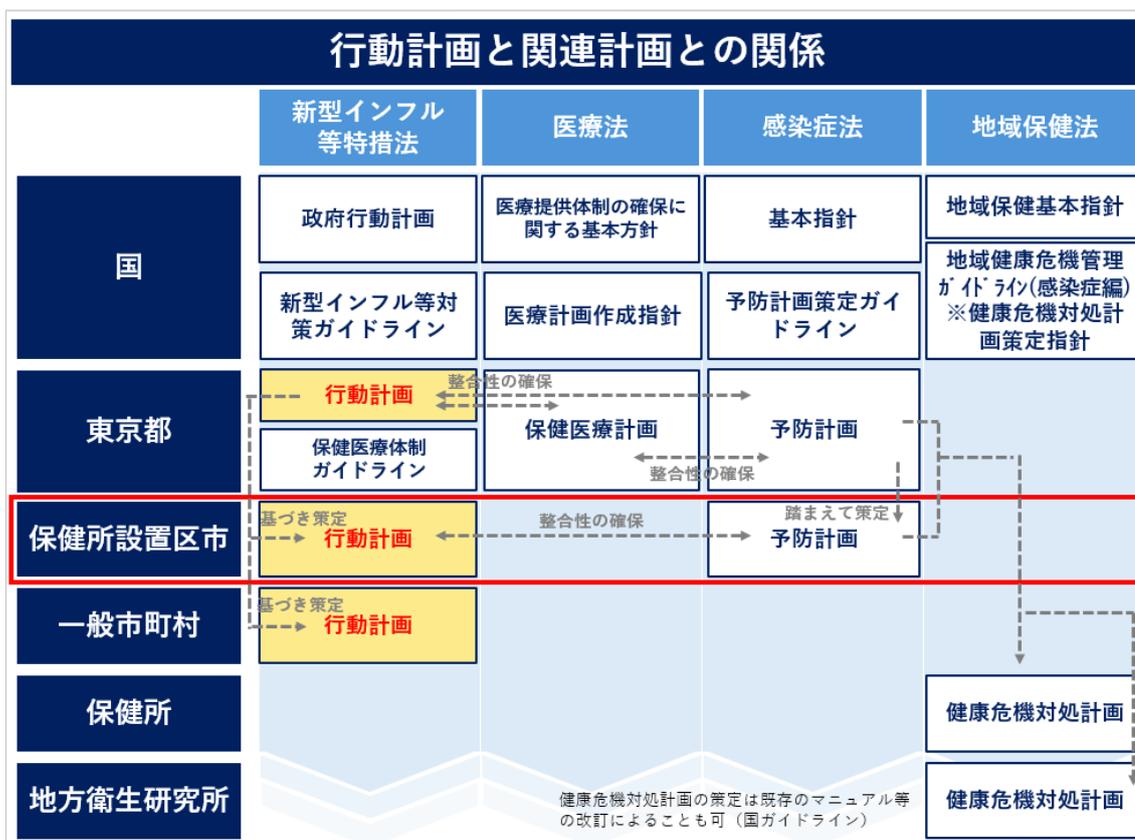
第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

なお、本行動計画は、「世田谷区感染症予防計画」（以下「区予防計画」という。）との整合性の確保を図っている。



2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

- ア 新型インフルエンザ等感染症
- イ 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ウ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

3 計画の基本的な考え方

- (1) 政府行動計画及び都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。
- (2) 国、都、区、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び区民の役割を示し、関係当事者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。
- (3) 区の地理的な特徴、高い人口密度、発達した交通網、周辺部からの通勤・通学者の流入、国内・国外からの旅行者の往来等の社会状況、医療提供体制の状況等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。
- (4) 新型インフルエンザ等への対策とあわせて新型コロナ対応の具体例を掲載することで、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を区内のみならず、関係機関や区民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

4 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、区や関係機関、区民等について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

5 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、学識経験者等で構成される「世田谷区健康危機管理連絡会」に意見照会の上、行う。

第2章 対策の目的等

第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を区としての危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

1 感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や、国や事業者等における治療薬・ワクチン製造等のための時間の確保につなげる。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 区民生活及び区民経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による区民生活及び区民経済への影響を軽減する。
- (2) 区民生活及び区民経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 業務継続計画（以下「BCP」という。）の適時の改訂や実施等により、医療の提供に関する業務又は区民生活及び区民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 対策実施上の留意点

区は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は本行動計画に基づき、国、都・指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（1）から（5）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となる DX の推進等を行う。

（1）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（2）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（3）関係者や区民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や区民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（4）医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第140号。以下「感染症法」という。）や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

（5）DXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減（システムへの入力作業の負担を含む。）、医療関連情報の有効活用、国と都及び区の連携の円滑化等を図るための DX の推進や人材育成を進め

る。

なお、DXの推進に当たっては、AI（人工知能）技術などの新技術の進展や普及状況も注視しながら、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備や現場の負担軽減に資する技術の活用、システム開発等を検討していく。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により区民生活及び区民経済への影響を軽減させるとともに、区民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、区民の生命及び健康の保護と区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（１）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたりスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からそのためのデータ収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

（２）医療提供体制と区民生活及び区民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には区予防計画及び東京都保健医療計画（以下「医療計画」という。）に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。注意深く実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける区民や事業者を含め、区民生活や区民経済等に与える影響にも十分留意する。

（３）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

（４）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応

じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 区民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、区民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させ、子供を含め様々な年代の区民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、区民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける区民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

区は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、区民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、区民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても区民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて

様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

府対策本部、都対策本部及び区対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、区は九都県市（都並びに埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）でも連携する、都の取組みに協力する。

6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

区は、災害発生時における感染症流行、あるいは感染症流行下の災害発生についても想定し、平時から庁内関係部署の相互の連携により防災備蓄や医療提供体制の強化、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制の整備等を進めるとともに、各種訓練を通して対応力の強化を図る。また、発災時には、都と連携して発災状況及び感染症流行状況を適切に把握するとともに、区の災害対策本部体制の下、災対各部間で連携して避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等、災害及び感染症への複合対応を的確かつ速やかに行う。

8 記録の作成や保存

区は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、区対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関、事業者、区民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、区で一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び区民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

3 都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、東京都感染症予防計画（以下「都予防計画」という。）や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、都予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

4 区市町村

区市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣自治体と緊密な連携を図る。

なお、保健所設置区市については、感染症法においては、まん延防止に關し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められていることから、当該自治体が設置する保健所や地方衛生研究所等の対応能力の確保等について計画的に準備を行うとともに、

- 第1部 基本的な考え方
- 第2章 対策の目的等
- 第3節 対策推進のための役割分担

区予防計画に基づく取組状況を毎年度、連携協議会において都区市間で共有し、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

都と保健所設置区市とは、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

5 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、区と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、BCPの策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、区からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

6 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

7 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

8 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対

策を行うことが求められる。

区民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

9 区民

区民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人での感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人においてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人での対策を実施するよう努める。

第3章 発生段階等の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

2 各段階の概要

（1）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、区民に対する啓発や区・企業によるBCP等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

（2）初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

（3）対応期（B,C-1,C-2,D）

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

< 発生段階及び各段階の概要 >

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	—	発生前の段階	<ul style="list-style-type: none"> 水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、区民に対する啓発や区・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
	A	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> 政府対策本部の設置後、区内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> 感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえてリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<ul style="list-style-type: none"> 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第4章 対策項目

1 主な対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」こと及び「区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 区民生活及び区民経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は区民の生命及び健康、区民生活及び区民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や区民・事業者の協力の下、国や都、近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護し、区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。その際、東京感染症対策センター（略称：東京 iCDC）が公表する科学的知見等を活用し、効果的に対策を推進する。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて区民生活及び区民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症（発生状況や病原体の特徴等）及び医療の状況等の情報収集・分析並びにリスク評価を実施するとともに、区民生活及び区民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築を行うとともに、平時のサー

バランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜(さくそう)しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、区民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、区は、平時から、都が行う都民意識アンケート調査等を活用して都民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、国は、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。

国による検疫措置の強化や入国制限等の水際対策の決定に当たっては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、その内容が検討され、実施される。また、検疫所は、検疫法（昭和26年法律第201号）に基づく隔離・停留等の措置の円滑な実施に備えており、区は必要に応じて検疫所と連携して対応する。

なお、新型インフルエンザ等の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、強力な水際対策が実施される必要があるが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した水際対策について、実施方法の変更、縮小や中

止等の見直しが行われることが重要である。

⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、区民生活及び区民経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、政府対策本部は、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置の公示を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、区民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。区は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、区においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ人々の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療提供体制の確保は、健康被害を最小限にとどめ、区民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、都は、平時から、都予防計画及び医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。また、感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することとしている。区は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行うことで、区民の生命及び健康を保護する。

⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬の開発・実用化等と治療法の確立は重要な位置付けのものとなる。

新型インフルエンザ等の発生時に治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、国が主体となって、平時から、大学等の研究機関や製薬企業等の研究開発力向上のための施策を講じ、人材の育成・確保や技術の維持向上を図るとともに、治療薬の開発が必要な感染症（重点感染症）に対する情報収集・分析を行い、未知の感染症も念頭に置いた研究開発を推進する。国は、新型インフルエンザ等の発生時に、平時に整備した研究開発体制を活用し、速やかに治療薬の実用化に向けた取組を実施する。

また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から製造能力の強化等を行うとともに、区は、国や関係機関と連携し、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備・訓練等を行う。

⑩ 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けられることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。このため、新型インフルエンザ等の発生時に必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から研究開発や検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

⑪ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、区民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、区民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、まん延の防止に向け、平時から世田谷区健康危機管理連絡会等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要がある。

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び世田谷区衛生検査センター（以下、「区衛生検査センター」という。）等は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から区に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

保健所及び区衛生検査センター等は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行って地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

⑫ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足に

より、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じること防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

国は、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握等のために必要な体制を整備する。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

⑬ 区民生活及び区民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、区民生活及び区民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や区民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、BCPの策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、区民生活及び区民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や区民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

※第2部各章の「第2節」「第3節」各取組の末尾にある区対策本部における対応班（構成・事務分掌を含む）については、後述の第3部に記載。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や実践的な訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

1-1.実践的な訓練の実施

区は、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。【世田谷保健所、保健福祉政策部、関係部】

●関係機関と連携した訓練の実施

区は、世田谷区健康危機対処計画（以下、「健康危機対処計画」とする。）に基づき、区内医療機関・地区医師会等の関係機関との区内での患者発生を想定した定期的な情報伝達、患者移送・受入及び積極的疫学調査、防護服の着脱等の訓練の実施や、感染症指定医療機関以外の医療機関や民間救急事業者等も含めた連携訓練の実施について検討する。【世田谷保健所、保健福祉政策部、関係部】

●保健所の訓練

保健所は、「健康危機対処計画」に基づき、医療機関・地区医師会等の関係機関とともに、病院への患者搬送訓練や防護服着脱訓練など感染症発生に備えた訓練の実施に向けた検討や、保健所への応援職員や外部人材等も加えた情報伝達、患者移送・受入及び積極的疫学調査等の訓練の実施を検討するなど、実践的な訓練の実施に取り組むとともに、これらの訓練の評価を踏まえ、計画の見直しにつなげていく。【世田谷保健所】

1-2.区行動計画等の変更や体制整備・強化

- ① 区は、準備期における取組の進捗状況等について、世田谷区健康危機管理連絡会に報告し、改善すべき点について意見を聴く等、PDCA サイクルにより取組を進めていく。【世田谷保健所】
- ② 区は、有事において迅速に情報提供・共有し、助言を得ることができるよう、医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に関連する関係機関と平時から連携を強化する。【世田谷保健所、経済産業部】
- ③ 区は、平時(未発生期)には、庁内に「世田谷区新型インフルエンザ等対策委員会」を設置し、情報共有等を平時から定期的に行う等、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。【世田谷保健所】
- ④ 区は、政府行動計画及び都行動計画を踏まえ、区行動計画を変更する。また、区行動計画を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他学識経験者で構成される世田谷区健康危機管理連絡会の意見を聴く。【世田谷保健所】
- ⑤ 区は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保・有事においても維持すべき業務の継続を図るため、BCPを作成する。【世田谷保健所】
- ⑥ 特措法の定めのほか、区対策本部の構成や運営に必要な事項については、「世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例」(平成25年世田谷区条例第19号)及び「世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」(平成22年世田谷区規則第32号)で定める。【世田谷保健所】
- ⑦ 区は、新型インフルエンザ等をはじめとする多様な感染症に総合的に対応でき、感染症危機管理を担う人材を育成するため、感染症危機管理において中心的な役割を果たし公衆衛生を担当する保健所等の職員を対象として、国やJIHS(国立健康危機管理研究機構、略称：ジース)、都において実施される感染症対策従事者の専門的内容の研修へ積極的に参加する。【世田谷保健所】

1-3.国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 区は、国、都、近隣自治体と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【世田谷保健所、関係部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地区医師会等の関係機関と情報交換

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

等をはじめとした連携体制を構築する。【世田谷保健所】

- ③ 区は、連携協議会の協議結果及び国が定める基本指針、都予防計画等を踏まえて区予防計画を変更する。なお、区予防計画を変更する際には、特措法に基づく都行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る。【世田谷保健所】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、区民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて区及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や都が都対策本部を設置した場合において、区は、必要に応じて、区対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【世田谷保健所、政策経営部、危機管理部、関係部】
- ② 区は、必要に応じて、準備期の対応を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【世田谷保健所、総務部、政策経営部（区対策本部設置後は戦略方針企画部、庁内調整・応援班、事務局及び情報・管理班）】

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

区は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。【政策経営部（区対策本部設置後は財政班）】

第3節 対応期

<目的>

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに区民生活及び区民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制をとるとともに、必要に応じて他の区市町村又は都に対し応援を求めるなど、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1.基本となる実施体制の在り方

府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 区は、新型インフルエンザ等のまん延により区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。【庁内応援・調整班、事務局及び情報・管理班】
- ② 区は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める。【庁内応援・調整班、事務局及び情報・管理班】

3-1-2. 必要な財政上の措置

区は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。【財政班】

3-2.緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

- ① 区は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに区対策本部を設置する。区は、当該区の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。【世田谷保健所、政策経営部、

【危機管理部、関係部】

- ② 新型コロナ対応においては、緊急事態宣言発出前の令和2年(2020年)3月に任意の区対策本部体制をとることで、感染拡大状況やそれに伴う社会情勢等への対応を図った。今後の新型インフルエンザ等の対応においても、感染症の特性や社会情勢等を踏まえ、適切な対応を図ることを念頭に区対策本部体制設置の判断を行う。

【世田谷保健所、政策経営部、危機管理部、関係部】

3-3.特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 区対策本部の廃止

区は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、特措法に基づく区対策本部を廃止し、任意の区対策本部を設置する。政府対策本部及び都対策本部が廃止されたときは、遅滞なく任意の区対策本部を廃止する。【区対策本部】

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

<目的>

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、感染症対策における意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、区民生活及び区民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

1-1.実施体制

- ① 区は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。【世田谷保健所】
- ② 海外からの感染症の侵入を防ぐため、都は、検疫所及び管内に所在する港湾・空港関係機関との連絡体制を平時から確認する。区は、検疫所における診察等において感染症患者が確認され、当該事案の発生届を受理した場合は、都や関係機関と連携して患者等に対し必要な保健指導等を行う。なお、都は、新型インフルエンザ等の発生時の検疫所における隔離・停留のための医療機関、宿泊施設等の利用調整、健康監視業務の代行要請等にあたっての平時からの連携のあり方について、感染症法等の改正趣旨や国の通知を踏まえ、連携協議会の場などでの協議を通じて検討していくこととしている。区は、これらの検討に積極的に参加し、都や他自治体と連携して感染拡大防止のための体制づくりに取り組む。【世田谷保健所、保健福祉政

策部】

- ③ 区は、国内外の感染症発生状況に関する情報を世界保健機関（WHO）や厚生労働省、都等から速やかに収集し、分析のうえ、その結果を区民や地区医師会等関係機関へ幅広く提供する。あわせて、感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）の活用などにより、都と感染症指定医療機関等の間で速やかな情報共有を図る。新型インフルエンザ等発生時においては、都の変異株サーベイランスの実施による都内の変異株発生動向を把握することで、ウイルスの変異による感染力、重症化の程度、ワクチン接種の効果などの影響について、区民への情報発信や注意喚起等に活用する。【世田谷保健所】
- ④ 区は、地区医師会、学校等の関係機関、感染症指定医療機関、消防機関等と平時から連絡体制を整備し、緊密な連携協力体制を確保する。また、感染症発生時には、随時、世田谷区健康危機管理連絡会等の会議体を通して情報共有を図るとともに、都が開催する連携協議会などの活用により緊密に連携して対応する。【世田谷保健所、危機管理部、保健福祉政策部、教育委員会事務局】

1-2.人員の確保

- ① 区は、感染症等発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、都や地区医師会等関係機関と適宜、情報伝達等の発生時対応訓練を実施し、即応体制を整備する。【世田谷保健所、保健福祉政策部、関係部】
- ② 区は、有事の際に必要な検査体制に速やかに移行できるよう、区衛生検査センターの計画的な人員の確保や配置を行う。【世田谷保健所、総務部】

第2節 初動期

<目的>

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う。新たな感染症が発生した場合は、個人情報やプライバシーの保護に十分留意しつつ、関係機関や区民等に迅速に提供・共有する。

2-1. リスク評価

2-1-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 区は、国及び JIHS が行うリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。【世田谷保健所、政策経営部、総務部、保健福祉政策部】
- ② 区は、新たな感染症が発生した場合は、国及び JIHS、都から得られた情報や対策について、関係機関や区民等に迅速に提供・共有する。【世田谷保健所、政策経営部】
- ③ 区は、情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【世田谷保健所、政策経営部】

第3節 対応期

<目的>

感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析（ウイルスの伝播(ば)性・病原性・遺伝子変化などの解析、ウイルス制御に関する様々な分野の情報収集）及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と区民生活及び区民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置の要請等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、区民生活及び区民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

3-1. リスク評価

3-1-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

区は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、国際機関、研究機関等の情報や、国、検疫所、JIHS及び都からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。【戦略方針企画部、事務局及び情報・管理班、防疫班、区衛生検査センター班】

3-1-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

区は、国の方針や、国及び都が情報提供・共有を行う国内外の流行状況等に関する情報及び区内の状況を踏まえ、区におけるリスク評価として、例えば国及びJIHSにおける当該感染症に係る感染性、疾患としての重症度の分析内容を参照し、区民生活及び区民経済等への影響等の分析を行う。また、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直すなど、状況に応じて感染症対策を見直す。【戦略方針企画部、経済対策班、事務局及び情報・管理班、防疫班】

3-2.情報収集・分析から得られた情報の公表

- ① 区は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。【広報・情報発信班、事務局及び情報・管理班、防疫班】
- ② 区は、情報等の公表を行うに当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【広報・情報発信班】

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

<目的>

本章でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、区においては地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、平時からサーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

このため、平時からサーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、区内の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

1-1.実施体制

区及び都は、感染症の届出を集計し、ホームページで公表している。新型コロナ対応において、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」により、電磁的方法による発生届出の提出機能や、入院患者の状況を把握する仕組みが導入された。当該機能は感染症発生動向調査システム（NESID）に引き継がれ、新たに感染症サーベイランスシステムとして運用されている。区は、新型インフルエンザ等の発生時に、当該システムによる迅速かつ的確な情報収集・分析が行えるよう、都や医療機関等関係機関と緊密な情報連携に努めていく。【世田谷保健所】

1-2.平時に行う感染症サーベイランス

- ① 区は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、また令和7年4月から開始された急性呼吸器感染症サーベイランス等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向等の複数の情報源から全国、都内、

区内の流行状況を把握する。【世田谷保健所】

- ② 区は、JHS 等と連携し、指定届出機関から季節性インフルエンザや急性呼吸器感染症患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）及びその他の病原体の検出状況等を平時から把握するとともに、医師又は獣医師から感染症患者の発生等の届出があった場合、感染症サーベイランスシステムを活用し、国・都への報告を確実に行う。

【世田谷保健所】

- ③ 区は、国や都と連携して、家きんや野鳥等のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。【世田谷保健所】

- ④ 鳥インフルエンザの発生など、対応する必要がある場合、速やかに関係部署による連絡調整会議を開催するなど、庁内での情報共有を図り、一体となって対処する。

【世田谷保健所、政策経営部、危機管理部、関係各部】

1-3.DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

区は、今後の新型インフルエンザ等の発生を見据えながら、さらなる業務のデジタル化を推進するとともに、感染症危機発生時には速やかに必要な機能を拡張して対応できるよう、感染症サーベイランスシステムと連携したデータベースの活用など、デジタル技術の積極的な活用を図るとともに、都や医療機関等の関係機関との新たな情報共有方法についても検討を進め、業務のDXを推進していく。【世田谷保健所、DX推進担当部】

1-4.感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ① 区は、国及び都が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。【世田谷保健所、政策経営部】

- ② 区は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【世田谷保健所、政策経営部】

第2節 初動期

<目的>

初動期において、区は、区内における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、速やかに検査を実施することで、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2-1. リスク評価

2-1-1. 有事の感染症サーベイランスの開始

- ① 保健所及び区衛生検査センターは、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を都に提出し、都は亜型等の同定を行う。【世田谷保健所（区対策本部設置後は防疫班、区衛生検査センター班）】
- ② 平時において、通年実施しているサーベイランスに加え、臨時的にサーベイランスを実施する。また、区は、都等と連携し、新型インフルエンザ等の患者の全数把握をはじめとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。特に保育所や学校等における集団発生の把握を強化する。【世田谷保健所、保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部、子ども・若者部、教育委員会事務局（区対策本部設置後は事務局及び情報・管理班、防疫班、医療機関支援班、要配慮者支援班、学校対策班）】

2-2. 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ① 区は、国及び都が公表した感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報について、区民等へ分かりやすく迅速に提供・共有する。また、必要に応じ、庁内関係部署に対し、新型インフルエンザ等の患者又は新感染症の所見がある者（当該都道府県の区域内に居住地を有する者に限る。）の数、当該者の居住する区の名称、当該者がこれらの感染症の患者又は所見がある者であることが判明した日時その他厚生労働省令で定める情報を提供・共有する。【世田谷保健所、政策経営部（区対策本部設置後は広報・情報発信班、事務局及び情報・管理班、防疫班）】
- ② 区は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【世田谷保健所、政策経営部（区対策本部設置後は広報・情報発信班、事務局）】

第2部 各対策項目の考え方及び取組
第3章 サーベイランス
第2節 初動期

局及び情報・管理班、防疫班)】

第3節 対応期

<目的>

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、引き続き新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

3-1. リスク評価

3-1-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

- ① 区は、患者の全数把握の必要性に関する国の再評価に応じ、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制に移行する。【戦略方針企画部、事務局及び情報・管理班、防疫班】
- ② 区は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自の感染症サーベイランスを実施する。【戦略方針企画部 防疫班】

3-2. 感染症のリスク評価に基づくサーベイランス手法の検討、感染症対策の判断及び実施

- ① 平時に実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザ等の流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する。【防疫班】
- ② 新型インフルエンザ等の流行を早期に探知するため、学校等での集団発生の状況の監視を行う。【防疫班、要配慮者支援班、学校対策班】
- ③ 区は、流行状況や国のリスク評価に基づき、都と連携しながら、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。【戦略方針企画部】

3-3. 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ① 区は、国及び都が公表した新型インフルエンザ等の発生状況等について、区民等へ分かりやすく迅速に提供・共有する。特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、各種対策への理解・協力を得るため、区民等に分かりやすく情報を提供・共有する。また、必要に応じ、庁内関係部署に対し、新型インフルエンザ等の患者又は新感染症の所見がある者（当該都道府県の区域内

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第3章 サーベイランス

第3節 対応期

に居住地を有する者に限る。)の数、当該者の居住する区の名称、当該者がこれらの感染症の患者又は所見がある者であることが判明した日時その他厚生労働省令で定める情報を提供する。【広報・情報発信班、事務局及び情報・管理班、防疫班】

- ② 区は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【広報・情報発信班、事務局及び情報・管理班、防疫班】

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

<目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、区民、区、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、区は、平時から、都が行う都民意識アンケート調査等を活用して都民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、区による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた区民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における区民等への情報提供・共有

1-1-1. 区における情報提供・共有について

- ① 区は、平時から都等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、区民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。【世田谷保健所、政策経営部】
- ② 区は、病院、診療所、社会福祉施設、学校等において感染症が発生・拡大しないよう、病院、診療所、社会福祉施設、学校等の施設管理者に対して、最新の医学的知見に基づく感染防止に関する情報の提供、感染症の発生状況に応じた注意喚起を行う。また、学校教育の現場をはじめ、子どもに対する分かりやすい情報提供・共

有を行う。【世田谷保健所、保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部、子ども・若者部、教育委員会事務局】

- ③ 区は、海外からの集客を伴う大規模イベント開催時においては、都やイベント運営者等と調整のうえ、平時のうちから感染症の発生の早期探知に向けた各種サーベイランスの強化や、関係者間の迅速な情報共有、連携体制の整備や確認、区民等への情報提供などの必要な対応を実施する。【関係部、世田谷保健所】
- ④ 感染症は誰でも感染する可能性があるため、区は、区民に対して、地区医師会、企業団体等と連携しながら、感染症についての正しい知識の普及に努め、一人ひとりが感染症の予防と流行への備えを行うよう促すとともに、患者や医療従事者及びその家族等関係者への差別や偏見をなくすよう努める。【世田谷保健所、保健福祉政策部、生活文化政策部、政策経営部】
- ⑤ 区は、鳥インフルエンザ等の発生及びまん延の防止を図るため、国や都が行った検査結果を必要に応じて区民に対しホームページなどにより周知する。鳥インフルエンザ等の動物由来感染症に関する正しい知識について、パンフレット、ホームページ等により普及啓発を行う。あわせて、学校飼育動物の衛生管理の向上について、教育委員会等と連携して取り組む。【世田谷保健所、教育委員会事務局】
- ⑥ 区は、新型インフルエンザ等の国内発生、都内での発生及び政府の緊急事態宣言など、区民に周知すべき重要な情報については、事前に検討しておく。また、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語に不慣れな方、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。【世田谷保健所、政策経営部、生活文化政策部、保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部、子ども・若者部、教育委員会事務局】

1-1-2. 都と区の間における感染状況等の情報提供・共有について

- ① 区は、「東京感染症アラート」（鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群の感染の発生地域からの帰国者などで当該症例が疑われる患者が医療機関で確認された場合に、保健所に報告し、疫学調査及び病原体検査を速やかに実施する仕組み）を円滑に運用し、患者発生の早期把握が図られるようにするため、都と連携して平時から医療機関へのこの制度の周知や感染症に関する情報提供に努める。【世田谷保健所】
- ② 区は、平時から感染症に関する情報提供に努め、区民からの相談に幅広く応じるとともに、相談内容が保健所以外の部署や関係機関の所掌に関する場合には、それらの機関等についての情報提供もあわせて行う。さらに、これまで国内では発生がない、あるいはまれな感染症が発生した場合には、その発生状況等に応じて、都と

連携して専門相談体制を確保する。【世田谷保健所】

- ③ 区は、地区医師会、学校等の関係機関、感染症指定医療機関、消防機関等と平時から連絡体制を整備し、緊密な連携協力体制を確保する。また、感染症発生時には、随時、世田谷区健康危機管理連絡会等の会議体を通して情報共有を図るとともに、都が開催する連携協議会などの活用により緊密に連携して対応する。【世田谷保健所、保健福祉政策部、危機管理部、教育委員会事務局】
- ④ 区は、感染症等発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、都や地区医師会等関係機関と適宜、情報伝達等の発生時対応訓練を実施し、即応体制を整備する。【世田谷保健所、保健福祉政策部】
- ⑤ 区で感染症の病原体を保有する動物を発見した場合には、都や庁内関係部署と連携し、動物の衛生管理の指導や健康指導等を行う。【防疫班、生活衛生班】

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

新型コロナ対応において、区は、区民の不安等に対応するため、電話相談体制（世田谷区発熱相談センター、新型コロナウイルス相談窓口（一般相談）、世田谷区コロナ後遺症相談窓口）を構築するとともに、全国に先駆け、民間事業者を活用した区独自の自宅療養者健康観察センターの設置や自宅療養者相談センターを設置した。この経験を踏まえ、区は、国からの要請に従い、新型インフルエンザ等の発生直後から区民の様々なニーズに対応できる体制（コールセンター等の設置等）を確保するとともに、感染拡大時に速やかに体制を拡大できるよう平時から準備を行う。【世田谷保健所、保健福祉政策部、関係部】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、区民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、区民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

2-1.情報提供・共有について

2-1-1. 区における情報提供・共有について

- ① 新型コロナ対応において、区は、区のおしらせ「せたがや」やホームページの掲載等に加え、SNSを活用した配信など、多くの区民に情報が周知されるよう様々な情報ツールを活用しながら情報発信を行った。区民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、今後、新型インフルエンザ等の拡大などが発生した場合は、新型コロナ対応の経験を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時々状況に応じた的確な情報提供を迅速かつ一体的に行っていく。また、区民等が必要な情報を入手できるように、高齢者、子ども、日本語に不慣れな方、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【広報・情報発信班、事務局及び情報・管理班、医療機関支援班】
- ② 区は、区民等の情報収集の利便性向上のため、感染症に関する情報について、ホームページ内に総覧できるページを作成する。【広報・情報発信班、事務局及び情報・管理班、医療機関支援班】
- ③ 区は、新型インフルエンザ等の発生時は、区民が誤った情報に惑わされることなく感染予防のための適切な行動をとることができるよう、新型コロナ対応の経験を通じて培った手法等を活用した情報発信に努めるとともに、地区医師会等関係機関との情報共有の視点も加えるなど、よりわかりやすいメッセージの発信に努める。【広報・情報発信班、事務局及び情報・管理班、防疫班、医療機関支援班】
- ④ 区は、感染症法により発生動向調査の結果を、情報の扱いに留意したうえで、ホ

ホームページでわかりやすく情報提供する。また、これまで国内では発生がない、あるいはまれな感染症の発生など、感染拡大防止のために広く注意を喚起する必要がある場合には、区は、都や地区医師会等関係機関と連携し、集積した情報を分析の上、効果的に情報提供を行う。【広報・情報発信班、事務局及び情報・管理班、防疫班、医療機関支援班】

2-1-2. 都と区の間における感染状況等の情報提供・共有について

- ① 区は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、都や地区医師会等の関係機関へ情報提供・共有を行う。【事務局及び情報・管理班】
- ② 区は、感染症の重篤性や患者の人権等を勘案するとともに、情報の齟齬により混乱を招くことがないように、都と公表に係る扱いについて整合を図りながら、発生状況等の公表を行う。【事務局及び情報・管理班、広報・情報発信班】
- ③ 消防機関に対しては、区及び都が感染症の発生状況等の必要な情報を提供する。【医療機関支援班】
- ④ 複数の区市町村にわたる感染症が発生し、統一的な対応を要する場合には、連携協議会保健所連絡調整部会等を活用し、都は総合調整を行い、広域的な視点に立って機動的かつ統一的に対応方針を示すとともに、区市町村及び都保健所間の連絡調整を行い、必要に応じて技術的助言や職員の派遣などの支援を行う。【事務局及び情報・管理班】

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 区は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や電話相談等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【広報・情報発信班、相談班】
- ② 区は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。電話相談において、健康相談以外の様々な問合せに対応するため、相談の多い問合せ事項一覧を作成して、ホームページに公表し、寄せられた相談内容を庁内で共有する。【広報・情報発信班、相談班】
- ③ 学校の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる業務に関する問合せへの対応は各課が行うが、複数の問合せにできる限りまとめて回答し、適切に問合せ先を案内できるように、相談の多い問い合わせ事項・回答・所管の

一覧を作成し、ホームページに公表する。また、各課に寄せられた相談内容を区対策本部で共有し、必要な対策を講じる。【広報・情報発信班、相談班】

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、区民及び事業者に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら情報提供・共有する。あわせて、都が提供する偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を、区民等に周知する。【広報・情報発信班、相談班】
- ② 都は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する。区は、都の対応を踏まえ、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【広報・情報発信班】

第3節 対応期

<目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、区は、区民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する区民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、区民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

3-1.情報提供・共有について

3-1-1. 区における情報提供・共有について

区は、初動期の対応を引き続き実施し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

【広報・情報発信班】

3-1-2. 都と区の間における感染状況等の情報提供・共有について

区は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得ることを踏まえ、必要な対応を行う。【相談班、防疫班】

3-2.双方向のコミュニケーションの実施

- ① 区は、初動期の対応を引き続き実施するとともに、SNSの動向や区民の声等に寄せられた意見等の把握、電話相談やホームページの活用などによる双方向のコミュニケーションを継続する。【広報・情報発信班、相談班、防疫班】
- ② 区は、感染状況に応じ、電話相談等の体制を強化する。【相談班、防疫班】

3-3.偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、区民及び事業者理解を求め。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら情報提供・共有する。あわせて、都が提供する偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を、区民等に周知する。【広報・情報発信班、相談班】
- ② 都は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する。区は、都の対応を踏まえ、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【広報・情報発信班】

3-4. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

区は、国や都の対応を踏まえたうえで、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。また、ウイルスに変異があった場合は、以下の対応を繰り返し実施することもあるため、速やかにリスク評価・分析を実施する。【戦略方針企画部、事務局及び情報・管理班】

3-4-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

- ① 新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、都は、都民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、感染症対策の根拠を丁寧に説明する。区は、都の対応を受け、区民に対し適切に情報提供を行う。【広報・情報発信班、事務局及び情報・管理班】
- ② 都民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、都民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、都は、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。区は、都の対応を受け、区民に対し適切に情報提供を行う。【広報・情報発信班、事務局

及び情報・管理班】

3-4-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-4-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大きくくりの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、区民等が適切に対応できるよう、都が提供するその時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。【広報・情報発信班、事務局及び情報・管理班】

3-4-2-2 子供や若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や都民等への協力要請の方法が異なり得ることから、区民に対し、都が提供する当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。【広報・情報発信班、事務局及び情報・管理班】

3-4-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、区民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。順次、広報体制の縮小等を行う。【戦略方針企画部、広報・情報発信班、事務局及び情報・管理班】

第5章 水際対策

第1節 準備期

<目的>

海外からの感染症の侵入を防ぐため、国及び都が進める水際対策について、平時からの連携の在り方について検討を進め、都や他自治体と連携して感染拡大防止のための体制づくりに取り組む。

1-1.水際対策の実施に関する体制の整備

都は、新型インフルエンザ等発生時の検疫所における隔離・停留のための医療機関、宿泊施設等の利用調整、健康監視業務の代行要請等にあたっての平時からの連携のあり方について、感染症法等の改正趣旨や国の通知を踏まえ、連携協議会の場などでの協議を通じて検討していくこととしている。これを踏まえ、区は、連携協議会等から状況を把握し、都や他自治体と連携して感染拡大防止のための体制づくりに取り組む。

【世田谷保健所】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、区は、国や都等と連携しながら、居宅等待機者等に対する健康監視や情報の収集を行う。

2-1.新型インフルエンザ等の発生初期の対応

- ① 保健所は国と連携し、健康監視対象者の情報を入手し、東京都健康安全研究センター等と情報共有するなど、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築する。【防疫班、事務局及び情報・管理班】
- ② 区は、検疫所における診察等において感染症患者が確認された場合には、患者等に対し必要な保健指導等を行う。【防疫班】

2-2.国、都道府県との連携

- ① 区は、国や都等と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。【防疫班】
- ② 区は、国から提供された質問票等により得られた情報の収集を行う。【防疫班】

第3節 対応期

<目的>

新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえながら、国、都及び関係機関と連携して適切に水際対策を実施する。

3-1.封じ込めを念頭に対応する時期

区は、状況の変化や国等の通知を踏まえ、初動期に対応を継続する。

都は、感染症法の規定に基づき、都の医療体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要がある場合には、都に代わって居宅等待機者等に対して健康監視を実施するよう国に要請を行う。【防疫班】

3-2.病原体の性状等に応じて対応する時期

区は、2-1 の対応を継続する。【戦略方針企画部、防疫班、事務局及び情報・管理班】

3-3.ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

区は、2-1 の対応を継続する。【戦略方針企画部、防疫班、事務局及び情報・管理班】

第6章 まん延防止

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、区民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、東京は我が国の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市であり、新型インフルエンザ等が発生し、区民が免疫を獲得していない段階では、区内において感染が急速に拡大し、区民生活及び区民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、有事においては急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施することが必要であり、その実施について区民や事業者から協力を得るため、対策の必要性についての理解促進に取り組む。

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 区は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、区民の生命及び健康を保護するためには区民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。【世田谷保健所、政策経営部】
- ② マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の普及を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。【世田谷保健所】
- ③ 感染が疑わしい場合は、発熱相談センターに連絡し指示を仰ぐ、医療機関を受診する、体調が思わしくない場合には外出を控えるなどの、基本的な感染拡大防止のための個人の取組について、区民への周知に努める。【世田谷保健所、政策経営部】
- ④ 区立学校では、学校におけるマスク着用等の咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について定め、周知する。【教育委員会事務局】
- ⑤ 区民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に予防策等の徹底を呼びかける。【世田谷保健所、関係部】
- ⑥ 学校、保育所等では、区内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行う。【教

育委員会事務局、子ども・若者部】

- ⑦ 保健所は、区内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。【世田谷保健所】
- ⑧ 区立学校は、「都立学校における学校健康危機管理マニュアル」に準じて、学校におけるマスク着用等の咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について確認する。また、区内での発生に備え、国の基本的対処方針等を踏まえ、臨時休業の基準を再確認する。【教育委員会事務局】
- ⑨ 区は、感染予防策等について、必要に応じて私立の学校に情報提供を行う。また、区立保育園における感染予防策について、私立の保育施設に情報提供し、準備を依頼する。【子ども・若者部、教育委員会事務局】
- ⑩ 国内での発生以降、発生段階に応じた国の基本的対処方針を踏まえ、区は事業者や区民に対し、施設利用者の手洗い、発熱等の症状がある利用者の入場制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。【世田谷保健所、政策経営部】
- ⑪ 政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した時は、都が、施設の使用及び催物の開催を制限又は停止するよう要請し、また区民への外出自粛等要請を行う場合もあること、また、これに伴い平時と比べ一部の区事業の中止、延期などサービスが低下することを区民に周知し、理解と協力を求める。【政策経営部、関係部】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、区内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1.区内でのまん延防止対策の準備

- ① 区は、国及び都等と連携し、区内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。【事務局及び情報・管理班、防疫班】
- ② 区は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、これを有効に活用する。【事務局及び情報・管理班、防疫班】
- ③ 区は、国からの要請を受けて、BCPに基づく対応の準備を行う。【戦略方針企画部】

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、区民の生命及び健康を保護する。その際、区民生活及び区民経済への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、区民生活及び区民経済への影響の軽減を図る。

3-1.まん延防止対策の内容

3-1-1.患者や濃厚接触者への対応

区は、国及び都と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。【戦略方針企画部、事務局及び情報・管理班、防疫班】

3-1-2.事業者や学校等に対する要請

- ① 区は、都から不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請が行われた場合、関係団体等と連携して周知徹底を図る。区民や事業者に対し、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の感染予防策を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。【広報・情報発信班、経済対策班、要配慮者支援班】
- ② 時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等への協力を事業者に要請する。【経済対策班、要配慮者支援班】
- ③ 都が緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行った場合、区は当該要請を踏まえて施設の使用や

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第6章 まん延防止

第3節 対応期

催物の開催の制限や自粛を呼びかける。【広報・情報発信班】

- ④ 区は、区民に、感染拡大防止の措置や感染による従業員の不足により、様々なサービスが平時より低下することの理解と協力を依頼する。【事務局及び情報・管理班】
- ⑤ 区は、国からの要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。【広報・情報発信班、経済対策班】
- ⑥ 区は、学校や福祉施設(通所)等の臨時休業を都が各設置者等に要請した場合は、速やかに周知を図る。【学校対策班、要配慮者支援班】

第7章 ワクチン

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、区民の生命及び健康を保護し、区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び都のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

1-1.研究開発の支援等

1-1-1. ワクチンの研究開発に係る人材育成に向けた協力

区は、必要に応じて大学等の研究機関と協力し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進する。また、区は、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化に向けた対応を必要に応じて実施する。【世田谷保健所、政策経営部】

1-2.ワクチンの接種に必要な資材

区は、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。【世田谷保健所】

1-3.ワクチンの供給体制

区は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内で対応可能なワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。【世田谷保健所】

1-4.接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

- ① 区は、ワクチンの円滑な流通に向け、都等の関係機関と協議の上、連携方法及び役割分担について決めておく。【世田谷保健所、関係部】
- ② 区は、地区医師会等の関係団体と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。【世田谷保健所、保健福祉政策部、関係部】
- ③ 区は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保、周知方法など）に基づき、住民接種の円滑な実施に向け、準備を開始する。【世田谷保健所、関係部】
- ④ 新型インフルエンザなどのパンデミック（世界的大流行）に対応するために開発されるパンデミックワクチンが全国民に接種可能な量が製造されるまで一定の期間を要するが、一定程度の供給が可能になり次第、区は優先度の高い者から順に、関係者の協力を得て、接種体制を構築する。【世田谷保健所、関係部（区対策本部設置後は住民接種班）】

1-4-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区の地方公務員については、区を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。このため、区は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。【世田谷保健所、関係部】
- ② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、区が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。【世田谷保健所、関係部（区対策本部設置後は住民接種班）】
- ③ 特定接種を事業者において実施する方法としては、企業内診療所での接種、外部の医療機関からの診療による接種が考えられる。企業内診療所の開設について新たに許可が必要な場合には、区は迅速に対応する。【世田谷保健所、関係部（区対策本部設置後は住民接種班）】
- ④ 区は、国の協力依頼に基づき、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、地区医師会等と連携し、必要な支援を行う。【世田谷保健所、保健福祉政策部（区対策本部設置後は住民接種班、医療機関支援班）】
- ⑤ 区は、特定接種対象業務に従事する区職員の接種体制を構築する。【世田谷保健

所、関係部（区対策本部設置後は住民接種班）】

1-4-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。【世田谷保健所、保健福祉政策部、関係部（区対策本部設置後は住民接種班、医療機関支援班、関係部）】

（ア） 区は、国等の協力を得ながら、区内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a.区は、特措法第27条の2第1項又は予防接種法第6条第3項に基づき、区民に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。

また区は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、公的施設を活用するほか、医療機関に協力を依頼すること等により接種会場を確保し、原則として、区内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

b.区は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、都と連携し、これらの者への接種体制を検討する。

c.区は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種か個別接種）や会場の数、開設時間の設定に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、集団的接種には多くの医療従事者が必要であることから、地区医師会等の協力を得てその確保を図る。

d.区は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の動線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起これないように配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

（イ） 区は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ） 区は、速やかに接種できるよう、地区医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知、予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-5.情報提供・共有

1-5-1.住民への対応

区は、国の方針に基づき、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、区民等の理解促進を図る。【世田谷保健所】

1-5-2.区における対応

区は、予防接種施策の推進に当たり、地区医師会や医療機関等の関係機関との連携及び協力・強化に努める。【世田谷保健所、保健福祉政策部】

1-5-3.衛生部局以外の分野との連携

区は、教育委員会事務局を通じ予防接種に関する情報の周知を学校に依頼する等、児童生徒に対する予防接種施策の推進に資する取組に努める。【世田谷保健所、教育委員会事務局】

1-6.DXの推進

- ① 区は、区が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。【世田谷保健所、DX推進担当部】
- ② 国は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化を進め、新型インフルエンザ等が発生し、市町村又は都道府県が接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう基盤整備を行う。区は、国が整備するシステム基盤の本運用が開始され次第、当該システム基盤を活用し、接種記録等の管理を行う。【世田谷保健所、DX推進担当部】
- ③ 区は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミ

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン

第1節 準備期

スマッチが生じないよう環境整備に取り組む。【世田谷保健所、DX 推進担当部、地域行政部、関係部】

第2節 初動期

<目的>

区は、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

2-1.接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

区は、国や都、地区医師会等の関係機関、医薬品卸売団体等と連携して、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保、周知方法など）に基づき、速やかに実施体制を構築する。【住民接種班、医療機関支援班】

2-1-2. ワクチンの接種に必要な資材

区は、準備期においてワクチンの接種に必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。【物資管理班、住民接種班】

2-1-3. 特定接種

区は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地区医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。【住民接種班、医療機関支援班】

2-1-4. 住民接種

- ① 区は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。【住民接種班】
- ② 接種の準備にあたっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、BCPに基づき、全庁的な実施体制の確保を行う。【住民接種班、庁内応援・調整班】
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、

業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。【住民接種班、庁内応援・調整班】

- ④ 区は、地区医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。【医療機関支援班】
- ⑤ 区は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地区医師会、近隣自治体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。【住民接種班、医療機関支援班】
- ⑥ 区は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、都と連携し、新型コロナ対応を踏まえた巡回接種の体制を構築する。【住民接種班、要配慮者支援班】
- ⑦ 区は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。【住民接種班】
- ⑧ 接種会場での救急対応については、薬剤購入等に関してはあらかじめ地区医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。【住民接種班】
- ⑨ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。また廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準を遵守する。【住民接種班】
- ⑩ 感染予防の観点から、接種経路の設定において接種の流れが滞ることがないように配慮する。【住民接種班】

第3節 対応期

<目的>

区は、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が区内全体で速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

区は、国の示すワクチン供給計画に基づき、正確なワクチンの供給量、配送日程、必要な資材等の情報提供・共有を早期に行うよう努め、区における接種会場、医療従事者、資材等の確保、運営準備等を的確に行う。【物資管理班、住民接種班】

3-2. 接種体制

区は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。また、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように国や都、地区医師会、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。【住民接種班、医療機関支援班】

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、区は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【住民接種班】

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 区は、国が決定した接種順位を踏まえ、関係機関と連携して、接種体制の準備を行う。【住民接種班】

- ② 区は、区民が速やかに接種を受けられるよう、国の要請に従い、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
【住民接種班】
- ③ 区は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。【住民接種班】
- ④ 区は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。【住民接種班】
- ⑤ 区は、発熱等の症状がある場合の接種中止などの広報や注意喚起を行い、接種会場における感染対策を図る。【住民接種班、広報・情報発信班】
- ⑥ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。【住民接種班、医療機関支援班】
- ⑦ 区は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局や地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【住民接種班、要配慮者支援班】

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 区は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。【住民接種班、広報・情報発信班】
- ② 区が行う接種勧奨については、国が整備するシステム基盤の本運用が開始され次第、当該情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
【住民接種班】
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ホームページやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。【住民接種班、広報・情報発信班】

3-2-2-3. 接種体制の拡充

区は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、新型コロナ対応を踏まえた巡回接種の体制を確保する。【住民接種班】

3-2-2-4. 接種記録の管理

区は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【住民接種班】

3-3.健康被害救済

接種にあたっては、健康被害救済制度に周知するとともに、接種後の体調不良については、適切に相談を受ける。また、制度を申請された方への対応を行う。【住民接種班】

3-4.情報提供・共有

- ① 区は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。【住民接種班、広報・情報発信班】
- ② 区は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。その際、近年、インターネットを通じた直接の情報発信の役割が大きくなっていることに留意する。【住民接種班、広報・情報発信班】
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、区は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。【住民接種班、広報・情報発信班】

3-4-1. 特定接種に係る対応

区は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。【住民接種班、広報・情報発信班】

3-4-2. 住民接種に係る対応

区は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。【住民接種班、広報・情報発信班】

第8章 医療

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、都は、平時において都予防計画及び医療計画に基づき医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行うこととしている。

区は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

1-1.基本的な医療提供体制

- ① 都が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、施設や関係者を有機的に連携させることにより、都民等に対して必要な医療を提供する。区は、下記 1-1-1 の発熱相談センターを開設する役割を担う。【世田谷保健所、保健福祉政策部、関係部】
- ② 区は、有事において、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、国が示した症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準に従って対応する。なお、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。【世田谷保健所、保健福祉政策部】
- ③ 区は、都と連携して、上記の有事の医療提供体制を平時から準備することで、感染症危機において感染症医療及び通常医療を適切に提供する。【世田谷保健所、保健福祉政策部】

1-1-1. 発熱相談センター

区は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に発熱相談センターを整備する。発熱相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。【世田谷保健所】

1-2. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 新型インフルエンザ等の発生においては、感染症指定医療機関を中心とした早期の診断及び入院医療体制の整備により、患者の重症化防止及び早期回復と、感染拡大防止を図ることが重要となる。このため、区は、平時から地区医師会等の関係機関と協力し、一般医療機関も含めて広く医療機関に感染症の診断等に必要な情報を提供することなどにより、早期に診断を行えるようにするとともに、感染症法に基づく勧告・措置入院が必要となる患者を感染症指定医療機関に移送し、医療を提供する体制を確保する。【世田谷保健所、保健福祉政策部】
- ② 都は、新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生への備えとして、病床を確保するための医療機関との医療措置協定の締結や、広域的な入院調整を一元的に行う入院調整本部の設置、発熱患者等が地域の医療機関で適切に診療を受けられる体制の確保のための医療措置協定の締結などに取り組むこととしている。これを踏まえ、区は、新型インフルエンザ等の発生時においては、都が構築する広域的な医療提供体制や入院調整機能等を活用し、必要となる医療の提供を行うことを基本とし、平時よりそのために必要となる都との連携体制の強化等に取り組む。【世田谷保健所、保健福祉政策部】
- ③ 都は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から人材派遣を行う医療機関と協定を締結し、感染拡大期等の医療人材が不足する際には、速やかに必要な人材を確保する。あわせて都は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援に関する協定も締結する。これを踏まえ、区は、保健所や区内医療機関等における感染症対応にかかる医療人材が不足する事態となることも想定し、都と連携して医療人材の確保を図ることも視野に入れ、平時より都等との協力・連携体制の強化に取り組む。【世田谷保健所、保健福祉政策部】

1-3.研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

- ① 保健所は庁内関係部署と協力し、病院、診療所、社会福祉施設等の施設職員への研修、感染症予防策、施設及び設備の改善策、感染防止マニュアル作成の指導等を行う。【世田谷保健所、保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部、子ども・若者部、関係部】
- ② 区は、国の医療機関等情報システム（G-MIS）や感染症サーベイランスシステム等を活用し、新型インフルエンザ等の発生時における対応能力の向上や業務負担の軽減等につなげる。【世田谷保健所】

1-4.都連携協議会等の活用

区は、都が開催する連携協議会を活用し、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等に関する協議結果を確認するとともに、必要に応じて区予防計画を変更する。【世田谷保健所、保健福祉政策部、高齢福祉部、関係部】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から区民の生命及び健康を保護するため、適切な医療提供体制を確保する。

さらに、区は、都と連携し、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、医療機関や区民等に対して、感染したおそれのある者については感染症指定医療機関等を案内する発熱相談センター等の相談先や受診の手順等を分かりやすく示すなど、区民が円滑に適切な医療を受けるための情報提供や方針提示を行う。

2-1.医療提供体制の確保等

- ① 区は、都や地区医師会等の関係団体と連携し、入院調整に係る体制や、準備期において都が開催する連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを確認する。【事務局及び情報・管理班、防疫班、相談班、医療機関支援班】
- ② 区は、都や地区医師会等の関係団体と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について区民等へ周知する。【事務局及び情報・管理班、防疫班、広報・情報発信班、医療機関支援班】
- ③ 区は、国からの要請に従い、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅延なく確立するため、区予防計画及び健康危機対処計画に基づく区衛生検査センターにおける検査体制を速やかに整備する。【検査班、区衛生検査センター班】

2-2.発熱相談センターの整備

- ① 区は、国からの要請を受けて、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関等の受診につなげる発熱相談センターの整備を速やかに行う。【相談班】
- ② 区は、症例定義に該当する有症状者は、まず発熱相談センターに電話により問い合わせること等をホームページ、SNS、ポスター、広報等を活用し、区民等に広く周知する。【相談班、広報・情報発信班】
- ③ 区の発熱相談センターにおいて、有症状者から電話で相談を受けた場合は、必要に応じて速やかに感染症指定医療機関等の受診につなげる。【相談班】

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、区民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、区民が安心して生活を送ることができるよう、都と連携し、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、区は、初動期に引き続き、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

また、区は、国からの要請を受け、電話相談体制を強化し、必要に応じて発熱外来や一般の医療機関の受診につなげる。

3-1.新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ① 区は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の中での移動手段を確保する。また、区民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用の周知に努める。【移送班】
- ② 区は、都と連携し、地域の医療提供体制や、電話相談体制及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について区民等へ周知する。【広報・情報発信班】

3-2.時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1. 流行初期

3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 区は、都が整備した医療提供体制の枠組みを活用し、対応を行う。【防疫班】
- ② 区は新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。
都は、状況に応じ速やかに入院調整本部を設置し、保健所設置区市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。
【防疫班】

3-2-1-2. 発熱相談センターの強化

- ① 区は、国からの要請を受け、電話相談体制を強化する。感染の疑いがある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。【相談班】
- ② 区は、症例定義に該当する有症状者は、まず発熱相談センターに電話により問い合わせること等をインターネット、ポスター、広報等を活用し、区民等に広く周知する。【相談班、広報・情報発信班】
- ③ 発熱相談センターは、電話で相談を受けた場合は、必要に応じて速やかに発熱外来への受診調整を行う。なお、新型インフルエンザ等に感染している疑いがない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するように指導する。【防疫班、相談班】

3-2-2. 流行初期以降

3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 区は、引き続き、都が整備した医療提供体制の枠組みを活用し、対応を行う。【防疫班】
- ② 区は、引き続き、都と連携して、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関への迅速で効率的な入院調整に取り組む。
都は、引き続き入院調整本部を運営し、保健所設置区市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。【防疫班】
- ③ 第二種協定指定医療機関（病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所）は、新型コロナ対応と同様、地区医師会等の関係者と連携・協力し、また必要に応じ、薬局や訪問看護事業所と連携し、施設入所者に対する往診や電話・オンライン診療等、医薬品対応、訪問看護等を行う。区は、高齢者施設・障害者施設の入所者が必要時に速やかに医療機関による医療支援を受けることができるよう、地区医師会等関係団体や庁内の関係部署と連携して支援する。【医療機関支援班、要配慮者支援班】
- ④ 区は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。【防疫班】

3-2-2-2. 発熱相談センターの強化

電話相談体制の強化について、区は、区内の感染状況に応じて流行初期の取組を継続して行う。【相談班】

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。区は、必要に応じて大学等の研究機関と協力し、治療薬・治療法の研究開発の担い手の確保を推進するとともに、医療機関や研究機関等における臨床研究等の実施体制の強化に向けた対応を必要に応じて実施する。

1-1.治療薬・治療法の研究開発の推進

1-1-1. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

区は、必要に応じて大学等の研究機関と協力し、治療薬・治療法の研究開発の担い手の確保を推進する。また、区は、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化に向けた対応を必要に応じて実施する。【世田谷保健所、政策経営部】

第2節 初動期

<目的>

区は、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、医療機関に対し、国からの要請・決定に準じて必要な対象者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

2-1.抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

区は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等への移送に必要なに応じて協力する。【防疫班】

第10章 検査

第1節 準備期

<目的>

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的を確認し、適宜、区予防計画等に基づく検査体制の見直しを行う。

1-1.検査体制の整備

1-1-1. 庁舎移転に向けた区衛生検査センターの体制整備

- ① 令和3年(2021年)7月より行われている本庁舎等整備工事に伴い、令和11年度(2029年度)に区衛生検査センターを本庁舎内へ移転することを予定している。この移転に合わせて、移転後の施設のバイオセーフティーレベル(以下、「BSL」という。)をレベルアップし、従来に比べより多くの感染症の検査等を行うことができるようにするなどの検査体制の拡充を図ることで、クラスター防止やサーベイランスの一層の強化を図る。【世田谷保健所、庁舎整備担当部】
- ② 区衛生検査センターの検査室のBSLを「3」とすることにより、より多くの感染症に対し、初動期から重症化リスクが高くかつ早期に治療方針を出す必要がある区民に対して、検査結果を迅速に提供するとともに、対応期においても、感染リスクの高い入所者のいる施設や国が定める基本的方針において「事業の継続が求められる事業者」と定められた業種・職種の従事者(社会機能維持者、エッセンシャルワーカー)など、早急に検査結果を必要とするケースについての検査数の増強を行うなど、クラスター防止やサーベイランスの強化につなげる。【世田谷保健所】
- ③ 区衛生検査センターの設備にあたっては、検体搬入の動線を庁舎利用者の動線と分けるなど、安全の確保のために必要な配慮等について検討を行うこととし、国・都の機関や専門家の意見を採り入れるなど、万全を期す。【世田谷保健所、庁舎整備担当部】

1-1-2. 検査体制の整備

- ① 区は、平時から計画的に、区衛生検査センターの体制整備や人材育成、関係機関

との連携強化を図る。【世田谷保健所】

- ② 区は、初動期、対応期の各段階での関係機関との役割分担を明確に定め、これらの機関等と連携した検査体制の構築を進めていく。また、新型インフルエンザ等が発生した際において、流行する感染症の特性や検査需要等により、感染症法に基づく従来型の行政検査に加え、新型コロナ対応での経験を踏まえた区独自の検査を実施するにあたっては、区は、国の方針や都、地区医師会等の関係団体の意見も踏まえ、検体採取や検査実施の体制を確保する。【世田谷保健所、保健福祉政策部】
- ③ 区は、平時から国内外の感染症発生情報や、健康危機に関する情報収集を行う。国内での新型インフルエンザ等発生時には、地方衛生研究所全国協議会のネットワーク等を活用した情報収集や、国、都が実施するサーベイランスについての情報収集を行い、区対策本部等に適宜提供する。【世田谷保健所】
- ④ 区は、有事において検査を円滑に実施するため、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。【世田谷保健所】
- ⑤ 区は、区予防計画に基づき、区衛生検査センターにおける検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該検査機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。【世田谷保健所】
- ⑥ 区は、区や都の施設のうち、検体採取の会場として適切な立地・設備を備える施設をあらかじめ選定し、会場としての使用について事前に協議するなど、新型インフルエンザ等の発生に備える。また、医師の確保にあたっては、地区医師会と連携・協力を図るとともに、看護師や事務員等の医療人材については民間事業者の活用を図る。【世田谷保健所、保健福祉政策部、政策経営部】

1-2.訓練等による検査体制の維持及び強化

- ① 区は、予防計画に基づき、区衛生検査センターにおける検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握する。【世田谷保健所、政策経営部、総務部】
- ② 区は、検査の手技や技術の習得、最新の検査に関する情報・知識を得るため、JIHS、東京都健康安全研究センター等の関係機関等が実施する研修・訓練等を活用する。【世田谷保健所】
- ③ 区衛生検査センターは、都や検査関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。【世田谷保健所】
- ④ 感染症発生時には、迅速な検査体制を構築することが必要であるため、各部門に

において実務経験を積んだリーダーを育成し、感染症発生時には検査の実施検討を率先して行う体制を構築する。【世田谷保健所】

- ⑤ 区が策定する健康危機対処計画には、有事における庁内の組織・人員体制、検査実施体制（検査機器等の整備、検査試薬の備蓄、検体搬送の仕組み等）、関係機関との役割分担や連携、研修・訓練の実施方針等について記載する。【世田谷保健所、関係部】
- ⑥ 区衛生検査センターは、健康危機対処計画で定めた内容に基づき、区衛生検査センターの感染症有事に想定されている人員を対象とした定期的な研修・訓練等を実施し、訓練結果を踏まえて随時健康危機対処計画の見直しを行う。【世田谷保健所】

1-3.検査実施状況等の把握体制の確保

区は、有事における業務負荷が軽減できるよう、国が構築した自動化、効率化されたシステムを利用して、検査の実施状況や検査陽性割合等の報告を行う。【世田谷保健所】

1-4.研究開発支援策の実施等

1-4-1. 研究開発体制の構築

区は、厚生労働省が主導する検査法の研究開発について、管内の感染症指定医療機関や感染症の診療を行う医療機関等、治験体制を整えることが可能な医療機関に治験への参加を呼び掛ける等臨床研究の実施に積極的に協力する。【世田谷保健所、保健福祉政策部】

1-4-2. 検査関係機関等との連携

区は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【世田谷保健所、保健福祉政策部】

第2節 初動期

<目的>

区は、区予防計画に基づき、速やかに検査方法を確立し、区における検査体制を整備する。

区内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

2-1.検査体制の整備

- ① 区は、区予防計画に基づき、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。【検査班】
- ② 初動期においては、東京都健康安全研究センターと感染症指定医療機関、区衛生検査センターにおいて検査を実施する。【区衛生検査センター班】
- ③ 区は、国及び都、地区医師会等関係機関と協力し、幅広く新型インフルエンザ等に関する情報の収集を行い、入手した情報を基に検査体制の拡充を検討する。【医療機関支援班、事務局及び情報・管理班、検査班、区衛生検査センター班】
- ④ 区は、国の方針に基づきながら、必要に応じて、新型コロナ対応を参考に PCR 検査センター等において検体採取を行う。【検査班、防疫班、区衛生検査センター班】
- ⑤ 区は、新型コロナ対応に準じて検体採取体制を構築するものとし、引き続き都と連携し、区有地のみならず、都有地の活用についても検討する。【戦略方針企画部、事務局及び情報・管理班、医療機関支援班】
- ⑥ 区は、新型コロナ対応での経験を踏まえ、地区医師会をはじめとする地域医療機関と協議・連携を図り、国や都の方針を見定めながら、独自の検査体制が必要とされる場合は、早期に対策や支援を講じていく。【戦略方針企画部、事務局及び情報・管理班、医療機関支援班】
- ⑦ 検査の需要が長期化すると見込まれる場合、試薬や器材が入手しにくくなることが想定されるため、調達先とその場合に備えての備蓄等の調整を行う。【物資管理班】

2-2.国内における核酸検出検査（PCR 検査等）の汎用性の高い検査手法の確立と普及

2-2-1. 検体や病原体の入手及び検査方法の確立

区衛生検査センターは、国からの検査試薬及び検査マニュアルを確認し、対応を行う。【区衛生検査センター班】

2-2-2. 検査体制の立上げと維持

区は、新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者から発熱相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者の動線を踏まえて検査体制を構築する。【検査班、区衛生検査センター班】

2-2-3. 検査方法の精度管理、妥当性の評価

- ① 区衛生検査センターは、検体の適正な管理や検査の精度管理の推進により、検査の信頼性を確保するよう努める。【区衛生検査センター班】
- ② 区保健所は、検査実施機関等の検査能力及び精度管理の向上に向け、検査実施機関等に対して情報を提供するとともに、技術的な助言を行う。【防疫班】

2-3.研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

- ① 区は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症指定医療機関や感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【検査班、区衛生検査センター班】
- ② 区は、国から提供される各種検査方法に関する指針等の情報収集を行い、指針等に基づき検査を実施する。【区衛生検査センター班】

第3節 対応期

<目的>

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

3-1.検査体制

- ① 区は、区予防計画に基づき、区衛生検査センターや PCR 検査センター等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。【検査班、区衛生検査センター班】
- ② 区は、引き続き都が整備する検査体制を最大限活用しつつ、状況に応じて、地区医師会等の関係機関と連携し、区においても必要な検査体制の強化を図る。【医療機関支援班、検査班、区衛生検査センター班】
- ③ 区衛生検査センターは、広域的な感染症のまん延やその他の健康危機が発生した際において、必要な検査を実施するものとし、これに備え、平時から計画的に体制整備や人材育成、関係機関との連携強化を図る。なお、令和6年（2024年）3月現在の区衛生検査センターのBSLは「2」となっており、令和11年度（2029年度）の庁舎移転に伴う体制整備までの間において、BSL3以上の設備が求められる新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスの検査の必要が生じた際には、これらの検体は原則、東京都健康安全研究センターへ持ち込み、検査を依頼することで対応する。【区衛生検査センター班】

3-2.研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

- ① 区は、国から提供される検査方法の研究開発及び確立に資する科学的知見や薬事承認を取得した迅速検査キット・抗体検査等の診断薬・検査機器の使用方法等について、情報収集を行い、必要に応じて地区医師会等の関係機関へ情報共有する。【検査班、医療機関支援班】
- ② 区は、国及び JIHS が行う検査診断技術の研究開発について、管内の感染症指定医療機関等や発熱外来を有する医療機関等、医療体制の整った医療機関に治験への参加を呼び掛ける等臨床研究の実施に積極的に協力する。【検査班、区衛生検査センター班】

3-3.診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整

区は、厚生労働省が緊急承認・特例承認等により活用可能とした診断薬・検査機器等について関係者に周知し、円滑に活用できるよう体制を整備する。【検査班、区衛生検査センター班】

3-4.リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

区は、区民生活・区民経済との両立を目的とする検査の利活用について、厚生労働省が示す検査実施の方針を参考にしながら、地域における検査キャパシティの状況や、地域における当該検査の実施ニーズ等を考慮して実施の判断を行う。【戦略方針企画部、検査班、防疫班、区衛生検査センター班、医療機関支援班】

第11章 保健

第1節 準備期

<目的>

区は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所がその機能を果たすことができるようにする。その際、庁内と保健所等との役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や区民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

1-1.人材の確保

- ① 区は、保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、庁内からの応援職員、IHEAT 要員等、保健所の感染症有事体制を構築する人員を確保する。【世田谷保健所、政策経営部、総務部】
- ② 区は、積極的疫学調査等の感染症対応業務を担うことができる保健師の確保に努めるとともに、都に対し必要十分な公衆衛生を担当する医師の配置を要請する。【世田谷保健所、政策経営部、総務部】
- ③ 全庁の応援体制の構築に加え、人材派遣・外部委託等の民間事業者の活用、協定を利用した近隣大学の職員等の応援など、外部人材による受援体制の確保に向けた調整を平時から計画的に進める。また、新型インフルエンザ等流行時においては、膨大な量の業務が発生することをあらかじめ想定し、応援職員等の担当する業務を整理してマニュアルを整備するとともに、必要な執務スペースや什器等の確保などの準備に取り組む。【世田谷保健所、政策経営部、総務部、庁舎整備担当部】
- ④ 区は、保健所に配置する統括保健師の専門性を活かし、庁内での専門相談の対応や、保健所における調査体制の強化と受援体制の構築、都や他自治体の統括保健師等との連絡調整などを実施する。今後は、健康危機にも対応できる保健師の育成や

研修体制の整備、都内の統括保健師等との連携体制を構築し、地域の健康危機管理体制の強化に取り組むとともに、新型インフルエンザ等の発生時等には、庁内の対応体制や取組内容の統一性等が維持されるよう、全体統括を行う体制を確保する。

【世田谷保健所、政策経営部、総務部】

- ⑤ 統括保健師は、保健所内の感染症対応の全般的な業務フローの整備や各業務への人員配分、状況に応じた外部人材の受入に関する調整などを行うものとし、保健所及び庁内の保健師の育成や外部人材の受入れに向けた準備など、平時から都や近隣自治体と連携しながら、新型コロナ対応の経験を踏まえ、各種訓練や人材育成等を通して保健所長による業務実施体制の構築をサポートする。【世田谷保健所、関係部】

1-1-1. 外部の専門職（IHEAT 等）等の活用

区は、令和4年（2022年）の地域保健法の改正により、IHEAT 要員の確保が法定化されたことから、新型コロナ対応の経験を踏まえ、関係団体への制度の周知や対象者名簿の作成等、IHEAT の活用に関する制度づくりの検討を進める。【世田谷保健所】

1-1-2. 受援体制の整備

区は、感染症有事体制を構成する人員のリスト及び有事対応の組織図を作成し、定期的に点検・更新を行うなど、受援の体制を整備する。【世田谷保健所、政策経営部、総務部】

1-2. BCP を含む体制の整備

- ① 区は、国からの要請を受けて、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT 要員の確保数）の状況を毎年度確認する。【世田谷保健所、政策経営部、総務部、関係部】
- ② 区は、都と連携し、都が検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。【世田谷保健所、保健福祉政策部】
- ③ 保健所及び区衛生検査センターがBCPの作成に当たって行う業務の優先度の整理については、各業務の縮小・休止が区民の生活や安全確保に与える影響や、縮小・休止することにより法令違反となる可能性の有無等を踏まえて行う。また、有事に円滑にBCPに基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。【世田谷保健所、政策経営部、DX推進担当部、関

係部】

1-3.研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

- ① 区は、新型インフルエンザ等発生時などの感染症危機管理を担う人材を育成するため、健康危機管理において中心的な役割を果たす公衆衛生関連部門の職員を対象にした感染症対策従事者の専門的内容の研修を実施する。また、国や都その他の専門機関が実施する研修等に公衆衛生関連部門の職員を派遣するなど、専門性の向上を図る。【世田谷保健所】
- ② 新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、国や都道府県の研修等を積極的に活用し、感染症に関する専門研修の受講など、保健所内の感染症対応業務を担当する保健師等の育成を図る。また、医師・保健師以外の保健所職員に対しても保健所内で研修を行い、感染拡大時等における対応力の強化を図るとともに、区内の関係機関との協働による研修の実施について検討するなど、感染症発生時に対応できる地域の人材育成に取り組む。【世田谷保健所】
- ③ 区は、健康危機対処計画に基づき、区内医療機関・地区医師会等の関係機関との区内での患者発生を想定した定期的な情報伝達、患者移送・受入及び積極的疫学調査、防護服の着脱等の訓練の実施や、感染症指定医療機関以外の医療機関や民間救急事業者等も含めた連携訓練の実施について検討するとともに、これらの訓練の評価を踏まえ、本計画及び関連計画の見直しにつなげていく。また、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。【世田谷保健所、保健福祉政策部】

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

- ① 区は、感染症発生時において関係機関と連携し、的確な対応を行う体制を確保するため、平時からの関係機関との連絡調整体制の整備や、感染症発生時における役割分担、情報共有の方法等について相互理解を図る。【世田谷保健所、保健福祉政策部】
- ② 区は、特別区及びその他の市町村による感染症対策の統一的な対応に向けた枠組みづくりに積極的に参加・協力し、関係者間の意思疎通や情報共有、連携の推進を図る。【世田谷保健所、関係部】
- ③ 区は、新型コロナ対応においては、地区医師会等関係機関の協力の下で、自宅療養者に対する医療機関等による健康観察や往診、クラスターが発生した高齢者施設

への支援など様々な課題の解決に取り組んできた。引き続き、自宅療養者の健康観察や生活支援等について、区と関係機関の役割分担に基づき連携して対応できるよう、平時から定期的に世田谷区健康危機管理連絡会等の会議体を開催し、さらなる連携体制の強化を図る。また、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都が協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を区は活用し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。【世田谷保健所、関係部】

- ④ 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、都が開催する連携協議会を活用し、平時から都や近隣自治体、関係機関等との連携を強化する。【世田谷保健所、保健福祉政策部】
- ⑤ 区は、都が開催する連携協議会等での協議結果を踏まえ、必要に応じて区予防計画を変更する。なお、区予防計画を変更する際には、都行動計画、医療計画や区行動計画、健康危機対処計画、BCP等の関連計画と整合性の確保を図る。【世田谷保健所】

1-4.保健所及び区衛生検査センター等の体制整備

- ① 区は、保健所を中心に検査の実施、積極的疫学調査による原因究明や防疫措置の実施等により感染拡大防止を図るとともに、状況に応じた情報提供や保健指導、区民からの相談に幅広く応じるなど区民の安全・安心の確保に向けて取り組む。また、地区医師会や医療機関等の関係機関と連携して対応にあたるなど地域の感染症危機管理の拠点として総合的に対応する。【世田谷保健所、保健福祉政策部】
- ② 区は、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や区衛生検査センターにおける交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。【世田谷保健所、政策経営部、総務部】
- ③ 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。【世田谷保健所、総務部、DX推進担当部】
- ④ 区は、積極的疫学調査等の感染症対応業務を担うことができる保健師の確保に努めるとともに、都に対し必要十分な公衆衛生を担当する医師の配置を要請する。さ

らに、全庁の応援体制の構築に加え、人材派遣・外部委託等の民間事業者の活用、協定を利用した近隣大学の職員等の応援など、外部人材による受援体制の確保に向けた調整を平時から計画的に進める。【世田谷保健所、政策経営部、総務部、関係部】

- ⑤ 新型インフルエンザ等流行時においては、膨大な量の業務が発生することをあらかじめ想定し、応援職員等の担当する業務を整理してマニュアルを整備するとともに、必要な執務スペースや什器等の確保などの準備に取り組む。【世田谷保健所、政策経営部、総務部、庁舎整備担当部】
- ⑥ 区は、保健所に配置する統括保健師の専門性を活かし、庁内での専門相談の対応や、保健所における調査体制の強化と受援体制の構築、都や他自治体の統括保健師等との連絡調整などを実施する。今後は、健康危機にも対応できる保健師の育成や研修体制の整備、都内の統括保健師等との連携体制を構築し、地域の健康危機管理体制の強化に取り組むとともに、新型インフルエンザ等の発生時等には、庁内の対応体制や取組内容の統一性等が維持されるよう、全体統括を行う体制を確保する。【世田谷保健所、政策経営部、総務部】
- ⑦ 統括保健師は、保健所内の感染症対応の全般的な業務フローの整備や各業務への人員配分、状況に応じた外部人材の受入に関する調整などを行うものとし、保健所及び庁内の保健師の育成や外部人材の受入れに向けた準備など、平時から都や近隣自治体と連携しながら、新型コロナ対応の経験を踏まえ、各種訓練や人材育成等を通して保健所長による業務実施体制の構築をサポートする。【世田谷保健所、関係部】
- ⑧ 区は、令和4年（2022年）の地域保健法の改正により、IHEAT 要員の確保が法定化されたことから、新型コロナ対応の経験を踏まえ、関係団体への制度の周知や対象者名簿の作成等、IHEAT の活用に関する制度づくりの検討を進める。【世田谷保健所】
- ⑨ 区は、健康危機対処計画を策定し、区衛生検査センターの施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS や都等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。【世田谷保健所】
- ⑩ 保健所及び区衛生検査センターは、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国や都が実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び都と協力して検査体制の維持に努める。【世田谷保健所】
- ⑪ 保健所及び区衛生検査センターは、平時から都等の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。【世田谷保健

所】

- ⑫ 保健所及び区衛生検査センターは、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。【世田谷保健所】
- ⑬ 区は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。【世田谷保健所】
- ⑭ 区は東京都家畜保健衛生所と連携し、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内・都内・区内における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ関係機関や庁内へ情報提供・共有を行う体制を整備する。【世田谷保健所】
- ⑮ 区は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【世田谷保健所】

1-5.DXの推進

区及び都は、今後の新型インフルエンザ等の発生を見据えながら、さらなる業務のデジタル化を推進するとともに、感染症危機発生時には速やかに必要な機能を拡張して対応できるよう、感染症サーベイランスシステムと連携したデータベースの活用など、デジタル技術の積極的な活用を図るとともに、都や医療機関等の関係機関との新たな情報共有方法についても検討を進め、業務のDXを推進していく。【世田谷保健所、DX推進担当部】

1-6.地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 区は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、区民に対して情報提供・共有を行う。また、区民への情報提供・共有方法や、区民向けのコールセンター等の設置をはじめとした区民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。【世田谷保健所、政策経営部】

- ② 区は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である区民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、区民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。【世田谷保健所、政策経営部】
- ③ 区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。【世田谷保健所、政策経営部、生活文化政策部】
- ④ 区は、区民に必要な情報が届くよう、高齢者、子ども、日本語に不慣れな方、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。【世田谷保健所、政策経営部、生活文化政策部、保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部、子ども・若者部、教育委員会事務局】
- ⑤ 保健所は、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。【世田谷保健所】
- ⑥ 保健所は、地域住民に対し、感染症に関する研修の実施や教材の作成等による正しい知識の普及や、感染症に関する情報リテラシーを高めるための啓発を行う。【世田谷保健所】
- ⑦ 保健所は、地域住民が感染症に関する正しい認識を持つように情報提供するとともに、感染症発生時における広報体制について、事前に庁内担当部署と役割を整理する。【世田谷保健所】
- ⑧ 区は、病院、診療所、高齢者施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供することが重要である。また施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報を、地区医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、高齢者施設等の現場の関係者に普及し、活用を促していくことが重要である。【世田谷保健所、保健福祉政策部、高齢福祉部、関係部】

第2節 初動期

<目的>

初動期は区民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

区は、区予防計画並びに健康危機対処計画に基づき、有事体制への移行準備を進め、感染症法で定める新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、区民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2-1.有事体制への移行準備

- ① 区は、地域の感染症対策の中核的機関である保健所がその機能を的確に果たせるよう、国や都からの要請や助言を受けて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び区衛生検査センターの有事の検査体制への移行の準備状況を行うとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の（ア）から（オ）までの対応に係る準備を行う。【世田谷保健所、政策経営部、危機管理部、総務部】
 - （ア）医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）
 - （イ）積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握
 - （ウ）IHEAT 要員に対する区が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請
 - （エ）感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化
 - （オ）区による区衛生検査センター、都による検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備
- ② 区は、国からの要請や助言も踏まえて、区予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び区衛生検査センターの有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、庁内からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。【世田谷保健所、政策経営部、総務部】
- ③ 区は、感染症の流行開始（厚生労働大臣による感染症発生の公表）から多くの感

感染症対応業務が発生することを想定し、流行開始と同時に区予防計画及び健康危機対処計画に基づき、都と連携して、全所対応体制に移行するとともに、応援受入体制を速やかに整備し、適宜、庁内応援職員や人材派遣職員などを含めた人員体制を構築する。【世田谷保健所、政策経営部、総務部】

- ④ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、都及び庁内と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。【世田谷保健所、政策経営部、総務部、関係部（区対策本部設置後は事務局及び情報・管理班、庁内応援・調整班）】
- ⑤ 区は、JIHS による区衛生検査センターへの技術的支援等も活用し、民間検査機関等や以下 2-2 に記載する発熱相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。【世田谷保健所、保健福祉政策部（区対策本部設置後は事務局及び情報・管理班、相談班、検査班、区衛生検査センター班、医療機関支援班）】
- ⑥ 区衛生検査センターは、健康危機対処計画に基づき、都及び庁内と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS 等と連携して感染症の情報収集に努める。【区衛生検査センター班、事務局及び情報・管理班】
- ⑦ 区は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【検査班、防疫班】
- ⑧ 区内には空港や港が所在していないものの、区は、国内外での発生状況を考慮しつつ、急速に広範囲で感染が確認されることも想定して、感染症有事体制への移行準備を行う。【世田谷保健所、政策経営部、危機管理部、総務部】
- ⑨ 保健所及び区衛生検査センターは、有事体制への移行準備を進めるため、準備期において確認した以下の項目を改めて確認する。【世田谷保健所】
(確認項目の例)
 - (ア) BCP の内容及び BCP に記載されている、有事において縮小・延期することを検討することとされている業務
 - (イ) 都道府県連携協議会等において協議・整理を行った以下の項目
 - a 入院調整の方法
 - b 保健所体制
 - c 検査体制・方針
 - d 搬送・移送・救急体制

- (ウ) 各業務（相談対応・検査等）の実施体制の構築手順（一元化や外部委託の手順を含む。）

2-2.住民への情報提供・共有の開始

- ① 区は、国の要請に基づき発熱相談センターを設置し、発生国等からの帰国者・入国者、有症状者等について、必要に応じて適時に感染症指定医療機関等への受診につながるよう区民等に周知する。【相談班、広報・情報発信班】
- ② 区は、国や都が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q&A の公表、住民向けのコールセンター等の設置等を通じて、区民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。【相談班、広報・情報発信班】

2-3.新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応

- ① 区は、政府行動計画第3部第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1 で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。【防疫班、区衛生検査センター班】
- ② 区は、国及び都からの通知があった時は、速やかに管内の医療機関に対して、暫定症例定義に該当する患者を診察した場合は疑似症の届出を行うよう通知する。
【防疫班】
- ③ 区は、管内の医療機関からの疑似症の届出により、疑似症患者を把握した時は、直ちに都を通じて国に報告するとともに、当該医療機関への検体提出の要請あるいは保健所等における検体採取により、検体を確保する。【防疫班】
- ④ 区は、疑似症の届出に関して報告をした際、厚生労働省からの検体提出の要請があった場合には、それに応じて検体を送付する。【防疫班】
- ⑤ 区及び都は、疑似症患者を把握した場合、互いに連携して、JIHS が示す指針等に基づき、当該患者に対して積極的疫学調査を行う。また、区及び都は、感染が確認された場合の区民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいても、互いに連携して対応するとともに、区民等からのニーズ、リスクの認知とまん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプラ

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第2節 初動期

イバシーの保護に留意しつつ、対応する。【防疫班、広報・情報発信班】

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、区予防計画並びに健康危機対処計画、準備期に整理した医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、区民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

3-1.有事体制への移行

- ① 区は、有事体制への移行後は、区予防計画及び健康危機対処計画に基づく感染症有事の保健所人員体制及び区衛生検査センターの有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握し、必要に応じて、交替要員を含めた、庁内での応援職員の派遣、都から区への応援派遣要請、IHEAT 要員に対する支援要請等を行う。【事務局及び情報・管理班、区衛生検査センター班、庁内応援・支援班】
- ② 区は、IHEAT 要員への支援の要請については、IHEAT 運用支援システム(IHEAT.JP)を用いて行い、要請の際には、IHEAT 要員に対し、支援が必要な期間、活動場所及び業務内容等を提示する。また、IHEAT 要員への支援を行う際に、IHEAT 要員の本業の雇用主等に対し要請に必要な調整を行う。【事務局及び情報・管理班】
- ③ 区は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【検査班、防疫班】

3-2.主な対応業務の実施

区は、区予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、都、地区医師会、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、感染症対応業務を実施する。【事務局及び情報・管理班、医療機関支援班】

3-2-1.相談対応

- ① 区は、有症状者等からの相談に対応する発熱相談センターを強化し、感染したお

それのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。【相談班】

- ② 発熱相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や都の一元化の活用をすることを検討する。【相談班】

3-2-2. 検査・サーベイランス

- ① 区は、国のリスク評価に基づく検査実施の方針に従い、都の検査体制を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、区民等へ分かりやすく提供・共有する。【検査班、広報・情報発信班】

- ② 区衛生検査センターは、都が検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、区衛生検査センターは、JIHS との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集等を行う。【区衛生検査センター班】

- ③ 区は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者発生状況に応じ、全数把握から定点把握を含めた適切なサーベイランスの実施体制に移行する。【防疫班】

- ④ 区は、流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで）において、以下に記載する対応により検査体制の立ち上げを行う。【事務局及び情報・管理班、検査班、区衛生検査センター班、医療機関支援班】

(ア) 区は、国が決定した検査実施の方針や、地域の流行状況等の実情を踏まえるとともに、区予防計画に基づき検査体制を拡充するため、区衛生検査センターや検査等措置協定締結機関等における検査実施可能数、検査実施数等の状況を把握する。

(イ) 区は、管内の検査需要への対応能力を向上するため、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力を要請し、検査需要に対応できる検査体制を構築する。

(ウ) 区は、安定的な検査・サーベイランス機能の確保のため、病原体の特徴や性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて検査体制を見直す。

3-2-3. 積極的疫学調査

- ① 保健所は、感染症にり患した又はり患したことが疑われる患者が発生した場合や、集団感染の発生が認められるなど、通常の発生動向と異なる傾向が認められた場合

で、当該感染症の発生を予防し、又は感染症の発生状況や原因等を明らかにするため必要がある場合には、当該患者（疑似症患者や無症状病原体保有者を含む。）及びその関係者に対して、JIHS が示す指針等に基づき積極的疫学調査を実施する。なお、新型インフルエンザ等感染症の患者が発生した場合や、広域的に患者が発生した場合など、通常に対応ではまん延防止を図ることが困難な事態が発生した場合には、都と連携して調査を実施し、協力して対策を講じる。また、海外での感染症の流行情報の収集も行い、都や地区医師会等の関係機関と連携して発生情報の早期把握と迅速な対策を実施する。【防疫班】

- ② 区は、保健所等において積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策等を行うに当たって、必要に応じて、JIHS に対して実地疫学の専門家等の派遣を要請する。【事務局及び情報・管理班、防疫班】
- ③ 保健所は、発生がまれな感染症が発生した場合や外国人の患者に対応する場合に、都等から最新の知見に関する情報提供があった場合は、区が利用できる多言語通訳の仕組みの活用に加え、都等からの保健所職員向けの感染症発生時の対応力向上のための研修や技術的支援も積極的に活用する。積極的疫学調査等の結果により明らかになった感染拡大防止に必要な情報は、各種法令に基づく個人情報の取扱いに配慮しつつ、区内医療機関や地区医師会等の関係団体に提供するとともに、都との情報交換を通じて感染症対策に活用する。【防疫班、医療機関支援班】
- ④ 区は、流行初期以降においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。【防疫班】

3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ① 区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合は、区は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じて国及び JIHS へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、都や医療機関等と適切に連携して対応する。【防疫班】

- ② 入院先医療機関への移送に際しては、準備期において都が整備・調整した内容等に基づき、区は消防機関及び民間の患者搬送等事業者による移送の協力を依頼する。
【移送班】
- ③ 区は、都が確保した宿泊療養施設等に関する情報を収集し、区民や地区医師会等関係機関への情報共有を担う。【防疫班】
- ④ 区は、都の方針に基づき、宿泊施設での療養が必要な患者への対応を行う。また、施設の運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症での経験を踏まえ、運営スタッフへのPPE（Personal Protective Equipmentの略称、「個人用保護具」を意味する）の着脱の指導などの感染対策を適切に実施する。必要に応じて公的施設等の活用も視野に入れ、体制の整備を進めていく。【防疫班】
- ⑤ 新型インフルエンザ等の発生時に設置する宿泊療養施設では、感染症の性状等を踏まえ、定期的な健康観察を実施し、重症化リスクの高い基礎疾患がある患者等の急変時に即応できる体制を構築する。また、療養者の健康観察においては、新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、DXの活用を図るなど、効率的・効果的な運営体制を整える。【防疫班】
- ⑥ 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症の性状等を踏まえ、医師による健康相談に加え、協定締結医療機関等との連携（病床確保・往診等）など、できる限りの医療の提供が可能な体制を構築する。【医療機関支援班、防疫班】
- ⑦ 区は、自宅療養者への支援体制の構築と感染症対応を行う職員の負担を軽減するため、電話相談体制をはじめ、自宅療養者や高齢者施設、障害者施設の療養者の健康観察等に関する業務については、状況に応じて外部委託化を進めることで、発生直後から対応できるよう体制を確保する。また、医療機関をはじめ、療養中の相談先については、区民に分かりやすくホームページやSNS等も活用し様々な媒体を利用して周知を図るよう取り組んでいく。【相談班、広報・情報発信班】
- ⑧ 区は、自宅療養者の生活支援として迅速に民間事業者への委託を行い、効率的・効果的に生活支援等を行う体制を確保するとともに、地区医師会等関係団体とも連携して自宅療養者等の療養環境の整備・生活支援に取り組んでいく。【医療機関支援班、防疫班】
- ⑨ 区は、自宅療養者等からの様々な相談ニーズや療養環境の整備に関する業務への対応と、保健所の負担を軽減するため、外部委託化を進めるとともに、都の一元化事業も積極的に活用する。特に、区民の不安を受け止める一般相談・受診相談については、発生直後から対応できるよう体制を確保するとともに、健康観察、生活支援等の業務についても感染拡大時に対応できるよう発生公表後速やかに準備を進める。【防疫班、相談班】

3-2-5. 健康観察及び生活支援

- ① 区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託等を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。【防疫班】
- ② 区は、必要に応じ、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。【防疫班】
- ③ 区は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負担軽減を図る。【防疫班】
- ④ 区は、新型インフルエンザ等患者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムを活用して行う場合は、症状が急変した時に速やかに医療機関での受診が可能となるよう、あらかじめ当該患者に、体調悪化時の連絡先等を伝えておく。【防疫班】
- ⑤ 区は、新型インフルエンザ等患者の症状の程度、地域の感染状況、病床使用率等を勘案し、やむを得ず自宅での療養を求めることとした時は、感染症サーベイランスシステムを活用した健康観察に加え、架電等を通じて、直接健康状態を確認できるようにしておく。【防疫班】

3-2-6. 健康監視

区は、検疫所から通知があったときは、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。【防疫班】

3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 区は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民等の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。【広報・情報発信班】
- ② 区は、高齢者、子ども、日本語に不慣れな方、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、近隣自治体と連携の

上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。【広報・情報発信班、要配慮支援班、学校対応班】

3-3.感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

- ① 区は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、区予防計画及び健康危機対処計画に基づく保健所の感染症有事体制及び区衛生検査センター等の有事の検査体制へ円滑に移行する。また、区は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、庁内からの応援職員の派遣、都に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。【事務局及び情報・管理班、庁内応援・調整班】
- ② 新型インフルエンザ等が流行した場合、感染症の特性（ウイルスの病原性の強さ、重症化しやすい年齢の有無など）に応じた区対策本部等による意思決定の下で、感染拡大防止対策や最低限の区民生活の維持等に必要な業務の継続等の対応を図る。【事務局及び情報・管理班、庁内応援・調整班】
- ③ 区は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や都での業務の一元化、外部委託等により、保健所及び区衛生検査センター等における業務の効率化を推進する。【事務局及び情報・管理班、防疫班、区衛生検査センター班】
- ④ 区は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。【事務局及び情報・管理班、防疫班】
- ⑤ 保健所は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構築する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。【事務局及び情報・管理班、物資管理班】
- ⑥ 区は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【検査班、区衛生検査センター班、防疫班】

3-3-1-2. 検査体制の拡充

- ① 区は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、区予防計画及び健康危機対処計画に基づき、区衛生検査センター等における検査体制を拡充する。【区衛生検査センター班、検査班】
- ② 区衛生検査センターは、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。【区衛生

【検査センター班】

- ③ 区は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。【検査班】

3-3-2. 流行初期以降

3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 健康危機対応においては、区は24時間365日の対応を求められることがあり、休暇の確保や交代勤務等の体制構築が重要となる。特に医療系職種や管理職に負荷がかかることが想定されるため、交代者を複数名置く体制を事前に整備する。また、体制構築にあたっては、育児や介護中の職員への配慮も行う。【庁内応援・調整班】
- ② 区は、引き続き、必要に応じて、庁内からの応援職員の派遣、都に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。【事務局及び情報・管理班、庁内応援・調整班】
- ③ 区は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や感染状況等を踏まえ、国より全数把握や積極的疫学調査の重点化や見直し等、対応方針の変更が示された際は、その方針に従い実施する。【防疫班】
- ④ 区は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、都での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。また区においても業務の外部委託等による効率化を図る。【事務局及び情報・管理班】
- ⑤ 区は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国からの対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や保健所及び区衛生検査センター等の業務負荷等を踏まえて、保健所の人員体制や区衛生検査センター等の検査体制等の体制を見直し、感染症対応業務の対応の変更を随時適切に行う。【事務局及び情報・管理班、防疫班、区衛生検査センター班、庁内応援・調整班】
- ⑥ 区は、自宅療養の実施にあたっては、都の対応方針を参考とし、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。【防疫班】

3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

保健所及び区衛生検査センターは、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、庁内や関係機関への情報提供・共有等を実施する。【区衛生検査センター班、検査班】

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

区は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び区衛生検査センター等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、区民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。【事務局及び情報・管理班、広報・情報発信班】

第12章 物資

第1節 準備期

<目的>

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、区は、備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1.感染症対策物資等の備蓄等

- ① 区は、本行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を以下の（ア）から（カ）の観点で備蓄及び検討等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
 - （ア）増員や物資の保管に備えて庁舎内の物理的スペース（執務室や休憩室も含む）を事前に検討・準備する。さらに、近隣の大学等の連携による施設等の活用についてもあらかじめ検討する。【世田谷保健所、政策経営部】
 - （イ）パソコン、ネットワーク回線、電話回線、電話機、印刷機、ヘッドセット、公用携帯電話、Wi-Fi 環境、タブレット等が不足することがないように、購入やリース等の確保方法を検討するとともに、必要時に迅速に調達できるように仕様書案等を準備するよう努める。あわせて、感染症対応業務に使用する ICT システム環境の把握・確認を行う。【世田谷保健所、DX 推進担当部】
 - （ウ）区予防計画及び健康危機対処計画に基づき、PPE 等の感染症対策物資について、必要量を推定しておくとともに事前に確保しておく。また、その不足に備え、地域の事業所等から協力を受けることについても検討する（PPE の備蓄は流行ピーク時の正規職員の2か月分を目安とする）。【世田谷保健所】
 - （エ）パルスオキシメーターや食料等の支援物資が必要となる可能性を考慮し、その確保方法や保管のあり方を検討する。【世田谷保健所】
 - （オ）職員が長時間保健所にとどまる場合に必要となる食料品や日用品、消耗品の確保や在庫管理について必要に応じて検討する（確保する量は、感染拡大が1か月程度継続する状態を目安とする）。【世田谷保健所、総務部】
 - （カ）上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第12章 物資

第1節 準備期

- ② 消防機関は、国及び都からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進めていることを区は把握しておく。【世田谷保健所】

第2節 初動期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、区は、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2-1.感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 外部人材や応援職員受入れのための執務スペース、電話機やP C等の機器確保を行う。また、平時より確保しておいた感染症対策物資（マスク、PPE、消毒液等の感染症対策物資、パルスオキシメーター、食料等の支援物資及び消耗品）等を確認するとともに、配分に向けて準備をする。【世田谷保健所、DX推進担当部（区対策本部設置後は防疫班、物資管理班）】
- ② 準備期に検討した、応援職員等による増員や物資の保管に備えた庁舎内の物理的スペース（執務室や休憩室も含む）や近隣の大学等の連携による施設等の活用等について、検討結果に基づき対応する。【世田谷保健所、政策経営部、庁舎整備担当部（区対策本部設置後は事務局及び情報・管理班、物資管理班）】

2-2.円滑な感染症対策物資等の調達に向けた準備

- ① 区は、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。【世田谷保健所（区対策本部設置後は物資管理班、防疫班）】
- ② 区は、感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国、都及び地域の事業所等と連携しながら必要量の確保に努める。【世田谷保健所（区対策本部設置後は物資管理班、防疫班）】

第3節 対応期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、区は、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

3-1.感染症対策物資等の備蓄状況等の確保等

- ① 区は、初動期で準備した感染症対策物資等の配分について、適切に配置していく。
【物資管理班、防疫班】
- ② 区は、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。【物資管理班、防疫班】

3-2.備蓄物資等の供給に関する相互協力要請

区は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国及び都に対し、備蓄する物資及び資材の供給に関し調整するよう要請する。
【物資管理班、防疫班】

第13章 区民生活及び区民経済の安定の確保

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時には、区民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により区民生活及び区民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。区は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や区民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、区は、区民生活及び区民経済の安定に寄与するため、BCPに基づき必要な準備を行う。

1-1.情報共有体制の整備

区は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【世田谷保健所、政策経営部、関係部】

1-2.支援の実施に係る仕組みの整備

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【DX推進担当部、関係部】
- ② 区及び都は、今後の新型インフルエンザ等の発生を見据えながら、さらなる業務のデジタル化を推進するとともに、感染症危機発生時には速やかに必要な機能を拡張して対応できるよう、感染症サーベイランスシステムと連携したデータベースの活用など、デジタル技術の積極的な活用を図るとともに、都や医療機関等の関係機関との新たな情報共有方法についても検討を進め、業務のDXを推進していく。【世田谷保健所、DX推進担当部、関係部】

1-3.物資及び資材の備蓄

- ① 区は、本計画又はBCPに基づき、感染症対策物資等のほか、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の

備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【世田谷保健所、総務部】

- ② 区は、事業者や区民にマスク等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を勧奨する。食料品・生活関連物資等の購入にあたって、価格高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかける。【経済産業部、政策経営部】

1-4.生活支援を要する者への支援等の準備

区は、高齢者、障害者等の要配慮者等の生活支援（見回り、訪問診療、食事の提供等）及び搬送、死亡時の対応等について、都と連携し、事前に検討を行い、新型インフルエンザ等の発生時の区民生活の安定の確保のため、準備を行う。【保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部、関係部】

1-5.火葬体制の構築

区は、都と、臨海斎場や火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての情報共有を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に連携して取り組む。【地域行政部、政策経営部】

第2節 初動期

<目的>

区は、国及び都からの要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

2-1.遺体の火葬・安置

- ① 区は、国及び都からの要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。
【地域行政部、政策経営部（区対策本部設置後は戦略方針企画部）】
- ② 臨海斎場に対し、可能な限り火葬炉を稼動するため必要な準備を進めるよう要請する。【地域行政部、政策経営部（区対策本部設置後は戦略方針企画部）】
- ③ 新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合に備え、世田谷区地域防災計画に準じて、遺体の収容所の設置及び運用の準備を開始する。【政策経営部、各総合支所（区対策本部設置後は戦略方針企画部）】

第3節 対応期

<目的>

準備期での対応を基に、区民生活及び区民経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、区民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、区民生活及び区民経済の安定の確保に努める。

3-1.住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1.心身への影響に関する施策

- ① 区は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【相談班】
- ② 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期においては、区民、事業者、平時の生活への回復を呼びかける。【広報・情報発信班】

3-1-2.生活支援を要する者への支援

区は、高齢者や障害者等の要援護者への生活支援（食事の提供、生活必需品の配達、受診援助、死亡時の対応等）について、関係団体へ協力を依頼するとともに、介護事業者等に事業維持等を要請しながら進めていく。【要配慮者支援班】

3-1-3.教育及び学びの継続に関する支援

区は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。【学校対策班】

3-1-4.生活関連物資等の価格の安定等

- ① 区は、区民生活と経済の安定のために、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【経済対策班】
- ② 区は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民へ

の迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、区民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【広報・情報発信班、経済対策班】

- ③ 区は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、本行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。【経済対策班】
- ④ 区は、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活に関連性が高い物資や役務の価格の高騰又は供給不足が生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。【経済対策班】

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 区は、臨海斎場に対し、可能な限り火葬炉を稼動するよう要請する。【戦略方針企画部】
- ② 区は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。【戦略方針企画部】
- ③ 区は、都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣自治体に対して広域火葬の応援・協力を行う。【戦略方針企画部】
- ④ 火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に收容するため、世田谷区地域防災計画に準じて、公共施設等を使用して、遺体收容所を設置する。【戦略方針企画部】
- ⑤ あわせて区は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。【戦略方針企画部、庁内応援・調整班】
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において收容能力を超える事態となった場合には、区は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。【戦略方針企画部】
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの区市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、区は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。【戦略方針企画部】

3-2.社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

区は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び区民生活への影響を緩和し、生活と経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。【経済対策班】

3-2-2. 区民生活及び区民経済の安定に関する措置

区は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずることを把握する。【戦略方針企画部】

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区の危機管理体制

1 区の初動対応

平時（未発生期）には、庁内に「世田谷区新型インフルエンザ等対策委員会」を設置し、新型インフルエンザ等の発生に備えた総合的な対策について検討する。

新型インフルエンザ等が発生し、特措法により政府対策本部及び都対策本部が設置された場合、区は、その危機にあたって、特措法に基づかない任意の区対策本部を設置する。なお、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が国から発せられた場合は、区は、任意で設置した区対策本部を、特措法に基づく区対策本部と位置づけて対策の推進を行う。（特措法 34 条）

■ 区対策本部の設置基準

状況		体制
平時（未発生期）		世田谷区新型インフルエンザ等対策委員会を設置（新型インフルエンザ等の発生時における区民の健康被害及び区全体の社会機能・経済活動の低下を防止するため総合的な対策を検討）
新型インフルエンザ等の発生時	特措法により政府対策本部及び都対策本部が設置された場合	区対策本部を設置（特措法に基づかない任意設置）
	緊急事態宣言が国から発せられた場合	区対策本部を設置（特措法に基づき設置）

なお、新型コロナ対応においては、国内で初の新型コロナウイルス感染症患者の確認（令和2年1月15日）、都内初の感染者確認（令和2年1月24日）を受け、区では、区内全域にわたり被害が急速に拡大するおそれがあり、健康危機の状況が深刻で

全庁組織をあげて対応すべき事態にあると判断し、世田谷区健康危機管理対策基本指針に基づく世田谷区健康危機管理マニュアルのもと、「危機管理レベル3」に位置づけ、「世田谷区健康危機管理対策本部」を令和2年1月27日に設置した。その後、国や都の動きを踏まえ、令和2年3月26日をもって区行動計画に基づく任意の区対策本部へと移行し、感染拡大状況やそれに伴う社会情勢等への対応を図った。

今後の新型インフルエンザ等の対応においても、感染症の特性や社会情勢等を踏まえ、適切な対応を図ることを念頭に区対策本部体制設置の判断を行う。

2 区対策本部体制

(1) 本部運営の要点

令和2年3月から、令和6年3月までの110回におよぶ新型コロナウイルス感染症対策本部運営を踏まえ、今後の新型インフルエンザ等発生時における本部運営体制の要点を以下にまとめた。

①区対策本部に対する共通認識

- ア) 区としての新型インフルエンザ等への対応方針や対策を「決定する場」としての対策本部会議
- イ) 構成メンバーは世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成22年規則第32号）で規定された「区の全所管であり、対策本部会議及び部／班が設置される」

②情報共有の場（連絡会など）の定期的な開催

対策本部会議を「決定する場」として機能させるため、連絡会議のような、「情報共有の場」を定期的を開催する。

③BCPの発動と業務の縮小・休止の判断

区対策本部の意思決定の下、全庁体制でのBCPの発動と業務の縮小・休止の判断を行う必要があるため、あらかじめ区としての方針を決めておく。

④対策本部会議のDX推進

新型コロナウイルス感染症対策本部のオンライン会議開催実績等を踏まえ、引き続きオンライン会議を活用した、迅速かつ効率的な会議運営が求められる。

(2) 区対策本部体制の編成

前項を踏まえ、区対策本部体制を以下のとおり再編成する。

- 区対策本部に「戦略方針企画部」及び「区対策本部及び戦略方針企画部事務局」(以下「本部事務局」という。)を設置する。

<戦略方針企画部>

- ・ 区対策本部直轄の班として、区の感染症対策に関する情報収集・分析を行い、対策の立案、BCP発動に資する情報を区対策本部に上申する。(区対策本部は最終的な意思決定機関)
- ・ 領域担任副区長を筆頭に、組織横断的に危機管理監、保健所副所長、政策経営部、総務部、保健福祉政策部等で構成する。

<本部事務局>

- ・ 本部事務局は、危機管理部が担い、区対策本部の運営を担う。

- 健康危機管理連絡会を区対策本部の助言機関と位置付ける。
 - ・ 健康危機管理連絡会を感染症有事に区対策本部の助言機関とするとともに、有事においては区と医療機関等の関係機関の情報共有の場とする。
- 区対策本部の具体の対策を担う各班は、アコーディオン式に、感染状況や業務継続態勢区分の発動状況に応じ、増設(廃止)を行う。
 - ・ 初動は、保健所を中心に各班を設置(保健所内に現地対策本部を設置する。)
 - ・ 流行3か月程度までに、状況に応じて、物資管理班、学校対策班等の班を追加設置。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症のように、流行開始後しばらくして新たなワクチンが開発される場合は、住民接種が始まるタイミングで住民接種班を設置するほか、本部決定の下で、状況に応じた柔軟な班編成を行う。
- 区対策本部内の各班のうち、世田谷保健所で活動する班を「現地対策本部」(本部長:保健所長)と位置づけ、感染症対応のオペレーションを担うとともに、戦略方針企画部への情報集約を行う。

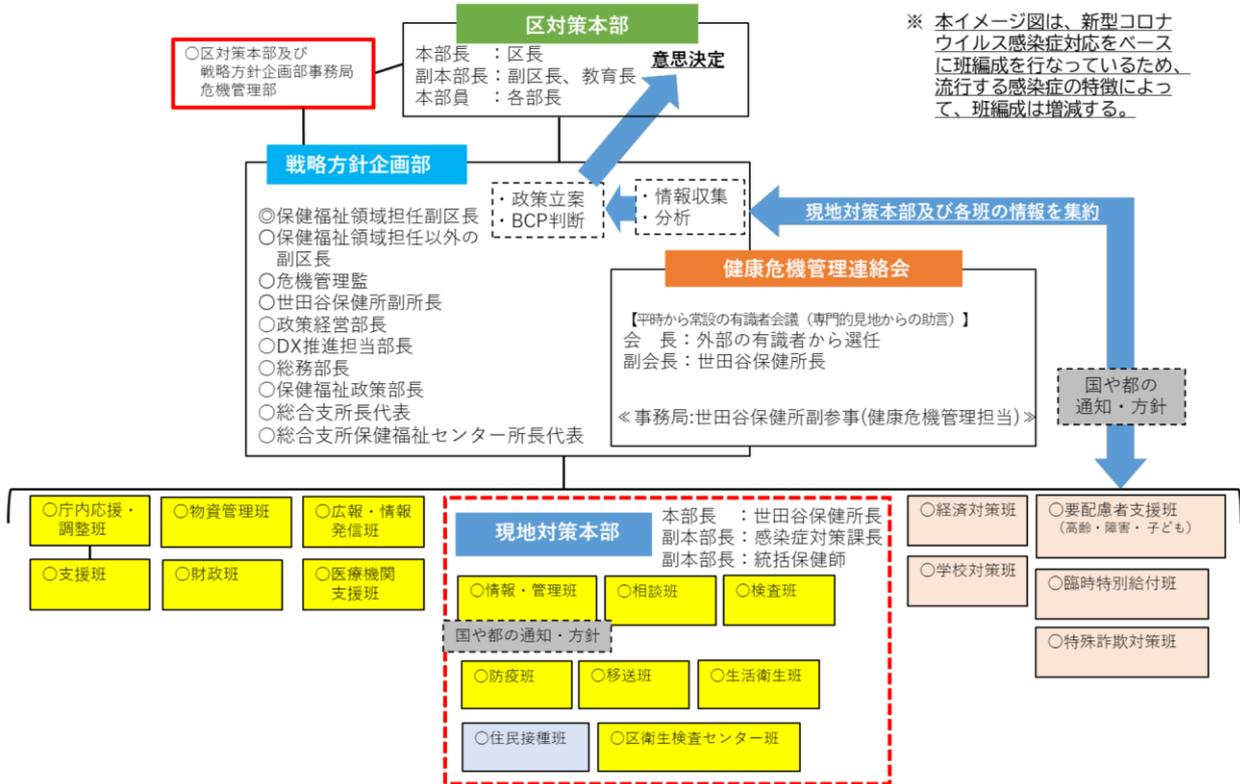
■ 区対策本部体制の編成

編成	役割等
区対策本部	本部長：区長 副本部長：副区長、教育長 本部員：各部長
戦略方針企画部	部長：保健福祉領域担任副区長 役割：①情報収集 ②分析 ③政策立案 ④BCP 判断
本部事務局	担当：危機管理部 役割：本部会議の運営等
世田谷区健康危機管理連絡会	役割：区対策本部の助言機関 区と医療機関等の関係機関の情報共有
各班	役割：区対策本部の具体の対策 編成：アコーディオン式に、感染状況等に応じて 増設（廃止）
現地対策本部	本部長：世田谷保健所長 役割：感染症対応のオペレーション ①相談 ②地域の医療・検査体制整備 ③積極的疫学調査 ④健康観察・生活支援 ⑤移送 ⑥入院・入所調整 ⑦水際対策

注) 健康危機管理連絡会は、平時から常設の有識者会議（専門的見地からの助言、事務局：世田谷保健所）だが、本表では、区対策本部体制における「有事」の役割を定める。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制
 第1章 区の危機管理体制

■ 区対策本部体制のイメージ



(3) 区対策本部体制の編成と分掌業務

区対策本部、戦略方針企画部、健康危機管理連絡会、区対策本部各班の編成は、以下のとおりとする。

■ 区対策本部の編成

役割	担当	
本部長	区長	
副本部長	副区長、教育長	
本部員	(1)世田谷総合支所長 (2)北沢総合支所長 (3)玉川総合支所長 (4)砧総合支所長 (5)烏山総合支所長 (6)政策経営部長 (7)DX 推進担当部長 (8)総務部長 (9)庁舎整備担当部長 (10)区長室長 (11)危機管理部長 (12)危機管理監 (13)財務部長 (14)施設営繕担当部長 (15)生活文化政策部長 (16)地域行政部長 (17)スポーツ推進部長 (18)環境政策部長 (19)経済産業部長 (20)清掃・リサイクル部長	(21)保健福祉政策部長 (22)高齢福祉部長 (23)障害福祉部長 (24)子ども・若者部長 (25)児童相談所長 (26)世田谷保健所長 (27)都市整備政策部長 (28)防災街づくり担当部長 (29)みどり 33 推進担当部長 (30)道路・交通計画部長 (31)土木部長 (32)会計管理者 (33)教育政策・生涯学習部長 (34)学校教育部長 (35)教育総合センター長 (36)区議会事務局長 (37)選挙管理委員会事務局長 (38)監査事務局長 (39)技監 (40)区内の消防署長が指定する消防吏員

[出所] 世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 32 号）（最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）

■ 本部事務局の編成

構成	分掌事務例
< 部長 > 危機管理部長 < 副部長 > 危機管理部副参事（防災計画担当） 危機管理部災害対策課長 危機管理部地域生活安全課長 < 所管課等 > 危機管理部災害対策課 危機管理部地域生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部会議の庶務に関すること ・ 本部長及び副本部長との連絡に関すること ・ 本部長指令の総括に関すること

■ 戦略方針企画部の編成

構成	分掌事務例
< 部長 > 保健福祉領域担任副区長 < 副部長 > 保健福祉領域担任以外の副区長 危機管理監 世田谷保健所副所長 政策経営部長 DX 推進担当部長 総務部長 保健福祉政策部長 総合支所長代表 総合支所保健福祉センター所長代表 < 所管課等 > 政策経営部政策企画課 政策経営部政策研究・調査課 政策経営部広報広聴課 DX 推進担当部 DX 推進担当課 総務部総務課 < 事務局 > 危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策に関する情報の収集、集約及び分析に関すること ・ 庁内や医療機関等への情報提供に関すること ・ 新型インフルエンザ等対策の政策の立案及び総合調整に関すること ・ BCP の発動の調整に関すること（イベントの中止、延期、縮小や施設の休止に係る考え方等も含む） ・ 社会的検査業務の調整に関すること ・ PCR 検査、抗原検査等の臨時検査会場の設置及び運営業務の調整に関すること（実施にあたっては地域医療機関との調整が必要） ・ 新型インフルエンザ等対策に係る区の実施状況に関する資料、感染の拡大状況に関する検証資料、対応記録等の作成に関すること ・ 「区民等への情報提供」のあり方検討に関すること ・ 世田谷保健所をはじめとする、感染症対策により支援を必要とする組織の体制強化方針や各班による支援方針の策定に関すること ・ 国内流行初期以降の住民接種体制の構築及び実施に関すること ・ 他の班に属しないこと

■世田谷区健康危機管理連絡会の編成

役割	担当
会長	外部の学識経験者から選任
副会長	世田谷保健所長
構成員 (団体)	学識経験者、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、区内医療機関の代表者、区内警察署、区内消防署、区内在住者、庁内関係所管
事務局	世田谷保健所副参事（健康危機管理担当）

■区対策本部各班の編成 ※1

班名	構成	分掌事務
庁内応援・調整班	< 班長 > 総務部人事課長 < 副班長 > 総務部職員厚生課長 < 所管課 > 総務部人事課 総務部職員厚生課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の配置調整に関すること ・ 職員のサービス及び給与に関すること ・ 職員の感染症対策に関すること ・ 他の班への応援に関すること
支援班 (次ページに続く)	< 所管課 > 総務部区政情報課、研修担当課 区長室秘書課 施設営繕担当部公共施設マネジメント課、施設営繕第一課、施設営繕第二課 生活文化政策部市民活動推進課、文化・国際課、人権・男女共同参画課 区民健康村・ふるさと・交流推進課 スポーツ推進部スポーツ推進課、スポーツ施設課、拠点スポーツ施設整備担当課 環境政策部環境政策課、気候危機対策課、環境保全課 経済産業部都市農業課 清掃・リサイクル部管理課、事業課、世田谷清掃事務所、玉川清掃事務所、砧清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地対策本部において突発的な業務が発生した場合の支援に関すること ・ 他の班への応援に関すること

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区の危機管理体制

班名	構成	分掌事務
<p>支援班 (続き)</p>	<p>児童相談所児童相談課、一時保護課 都市整備政策部都市計画課、都市デザイン課、建築調整課、建築審査課、住宅課、居住支援課 防災街づくり担当部防災街づくり課、市街地整備課、建築安全課 みどり33推進担当部みどり政策課、公園緑地課、公園整備利活用推進課 道路・交通計画部道路管理課、道路計画課、道路事業推進課、交通政策課 土木部土木計画調整課、豪雨対策・下水道整備課、交通安全自転車課、工事第一課、工事第二課 教育政策・生涯学習部中央図書館 区議会事務局 選挙管理委員会事務局（選挙が見込まれない場合）</p>	
<p>物資管理班</p>	<p><班長> 財務部長 <副班長> 危機管理部副参事（物資供給担当） 庁舎整備担当部長 会計管理者 財務部経理課長 <所管課等> 財務部経理課 財務部課税課 財務部納税課 財務部用地課 庁舎整備担当部庁舎管理担当課 庁舎整備担当部庁舎建設担当課 会計室会計課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物品に関する寄附の受入に関すること ・感染症対策物品の購入確保及び保管場所の調整に関すること ・庁舎入口の消毒液の設置及びマスク等の備蓄物品の配布に関すること ・その他感染症対策物品に係る対応に関すること ・他の班への応援に関すること

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区の危機管理体制

班名	構成	分掌事務
<p>広報・情報発信班</p>	<p>< 班長 > 政策経営部広報広聴課長 < 副班長 > 地域行政部地域行政課長 < 所管課 > 政策経営部広報広聴課 地域行政部地域行政課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報に関すること（報道（取材）対応、動画配信、HP（感染者数等の公表を含む）、SNS・LINE・写真ニュース、区のおしらせ等） ・ 広聴に関すること（区民の声、せたがやコール） ・ 他の班への応援に関すること
<p>財政班</p>	<p>< 班長 > 政策経営部財政課長 < 副班長 > 監査事務局長 < 所管課 > 政策経営部官民連携・行政手法改革担当課 政策経営部ふるさと納税対策担当課 政策経営部財政課 監査事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策に係る財政調整に関すること ・ 他の班への応援に関すること
<p>経済対策班</p>	<p>< 班長 > 経済産業部長 < 所管課 > 経済産業部商業課 経済産業部経済課 経済産業部工業・建設業・雇用促進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者への経済政策に関すること ・ 区民相談体制に関すること（労働相談、経営相談、生活困窮相談等） ・ 雇用支援に関すること ・ 他の班への応援に関すること
<p>医療機関支援班 （次ページに続く）</p>	<p>< 班長 > 保健福祉政策部長 < 副班長 > 保健福祉政策部保健福祉政策課長 保健福祉政策部保健医療福祉推進課長 < 所管課 > 保健福祉政策部保健福祉政策課 保健福祉政策部保健医療福祉推進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関情報連絡会に関すること ・ 地区医師会のPCR検査業務に関すること ・ 社会的検査の業務の実施及び運営に関すること（実施にあたっては地域医療機関との調整が必要）

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区の危機管理体制

班名		構成	分掌事務
医療機関支援班 (続き)		保健福祉政策部国保・年金課 保健福祉政策部保険料収納課	<ul style="list-style-type: none"> ・検査実施等におけるうめとぴあの活用に関すること ・初期救急事業の拡充対応に関すること ・その他医療機関等支援に関すること ・他の班への応援に関すること
現 地 対 策 本 部 (次 ペ ー ジ に 続 く) ※ 2	事務局及び 情報・管理 班	<p>< 班長 > 世田谷保健所副参事 (健康危機管理担当)</p> <p>< 副班長 > 世田谷保健所健康企画課長 世田谷保健所副参事 (保健師統括担当)</p> <p>< 所管課 > ◎世田谷保健所健康企画課健康危機管理担当 世田谷保健所健康企画課調整係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部会議に関すること ・現地対策本部における予算の調製に関すること ・国、都その他地方公共団体の情報収集・調整に関すること ・区対策本部、関係機関等への情報発信及び共有に関すること ・世田谷区健康危機管理連絡会(有事)に関すること ・受援調整(都、大学、IHEAT等)に関すること ・他の班に属しないこと

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区の危機管理体制

班名		構成	分掌事務
現 地 対 策 本 部 (続 き) ※ 2	相談班	< 班長 > 世田谷保健所副参事（保健師統括担当） < 副班長 > 世田谷保健所健康推進課長 世田谷保健所保健相談課長代表 < 所管課 > ◎世田谷保健所健康企画課計画担当 世田谷保健所健康推進課 世田谷保健所感染症対策課感染症対策担当・保健相談担当・保健医療担当 各世田谷保健所保健相談課（各総合支所保健福祉センター健康づくり課保健相談担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話相談体制の運用に関する こと（一般相談、発熱相談、 後遺症相談、受診調整等） ・ 各班への応援に関する こと
	検査班	< 班長 > 世田谷保健所健康企画課長 < 副班長 > 世田谷保健所生活保健課長 世田谷保健所副参事（健康危機管理 担当） < 所管課 > ◎世田谷保健所健康企画課健康危機管理 担当 世田谷保健所健康企画課試験検査 世田谷保健所生活保健課 世田谷保健所感染症対策課感染症対策 担当・保健相談担当・保健医療担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査体制の検討・実施に関す ること（検体採取体制等） ・ 区衛生検査センターとの連携 に関する こと ・ 各班への応援に関する こと

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区の危機管理体制

	班名	構成	分掌事務
現 地 対 策 本 部 (続 ぎ) ※ 2	防疫班	< 班長 > 世田谷保健所感染症対策課長 < 副班長 > 世田谷保健所保健相談課長代表 < 所管課 > ◎世田谷保健所感染症対策課感染症対策 担当・保健相談担当・保健医療担当 世田谷保健所生活保健課 各世田谷保健所保健相談課（各総合支所 保健福祉センター健康づくり課保健相談 担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的疫学調査に関すること ・入院調整に関すること ・自宅療養者への対応に関する こと ・他の班への応援に関すること
	移送班	< 班長 > 世田谷保健所感染症対策課長 < 副班長 > 世田谷保健所生活保健課 < 所管課 > ◎世田谷保健所感染症対策課感染症対策 担当・保健相談担当・保健医療担当 世田谷保健所生活保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・移送体制の検討及び実施に関 すること ・他の班への応援に関すること
	生活衛生班	< 班長 > 世田谷保健所生活保健課長 < 所管課 > ◎世田谷保健所生活保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係業種（旅館業・飲食業等 の生活衛生関係営業者等）へ の対応に関すること ・他の班への応援に関すること

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区の危機管理体制

班名		構成	分掌事務
現 地 対 策 本 部 (続 き) ※ 2	住民接種班	<p>< 班長 > 世田谷保健所感染症対策課長</p> <p>< 副班長 > 総合支所長代表 総合支所保健福祉センター所長代表</p> <p>< 所管課 > ◎世田谷保健所感染症対策課予防接種担当 各総合支所地域振興課、区民課、街づくり課 北沢総合支所拠点整備担当課 烏山総合支所駅周辺整備担当課 各総合支所保健福祉センター生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課 地域行政部住民記録・戸籍課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等発生早期における接種体制の構築及び情報収集に関すること ・ 住民接種における相談受付や予約代行等のコールセンターの設置・運営に関すること ・ 各班への応援に関すること
	区衛生検査センター班	<p>< 班長 > 世田谷保健所健康企画課長</p> <p>< 所管課 > ◎世田谷保健所健康企画課試験検査 世田谷保健所生活保健課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査に係る情報収集や情報提供に関すること ・ 検査の実施に関すること（令和11年度以降） ・ 各班への応援に関すること
要配慮者支援班 (高齢・障害・子ども) (次ページに続く)	<p>< 班長 > 高齢福祉部長 障害福祉部長 子ども・若者部長</p> <p>< 副班長 > 高齢福祉部高齢福祉課長 障害福祉部障害施策推進課長 子ども・若者部子ども・若者支援課長 子ども・若者部子ども家庭課長 総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長代表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者、子ども関連施設等支援事業に関すること ・ 保育施設に対する感染症対策に関すること ・ 新BOP学童クラブ及び児童館に対する感染症対策に関すること ・ 各班への応援に関すること 	

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区の危機管理体制

班名	構成	分掌事務
要配慮者支援班 (高齢・障害・ 子ども) (続き)	<所管課> 高齢福祉部高齢福祉課 高齢福祉部介護保険課 高齢福祉部介護予防・地域支援課 障害福祉部障害施策推進課 障害福祉部障害地域生活課 障害福祉部障害保健福祉課 子ども・若者部子ども・若者支援課 子ども・若者部児童課 子ども・若者部子ども家庭課 子ども・若者部児童相談支援課 子ども・若者部保育課 子ども・若者部保育認定・調整課 各総合支所保健福祉センター子ども家庭 支援課	

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区の危機管理体制

班名	構成	分掌事務
学校対策班	<p>< 班長 > 教育政策・生涯学習部長</p> <p>< 副班長 > 学校教育部長 教育総合センター長</p> <p>< 所管課 > 教育政策・生涯学習部教育総務課 教育政策・生涯学習部学校健康推進課 教育政策・生涯学習部教育環境課 教育政策・生涯学習部生涯学習課 学校教育部学校職員課 学校教育部教育指導課 学校教育部学務課 学校教育部地域学校連携課 教育総合センター教育相談課 教育総合センター教育・DX 推進担当課 教育総合センター事業推進担当課 教育総合センター支援教育課 教育総合センター乳幼児教育・保育支援課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校（区立）に対する感染症対策に関すること ・ 幼稚園（区立）に対する感染症対策に関すること ・ 各班への応援に関すること
特殊詐欺対策班	<p>< 班長 > 危機管理部長</p> <p>< 副班長 > 危機管理部地域生活安全課長</p> <p>< 所管課 > 危機管理部地域生活安全課 経済産業部消費生活課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺対策に関すること ・ 各班への応援に関すること
臨時特別給付班 (次ページに続く)	<p>< 班長 > 保健福祉政策部保健福祉政策課長</p> <p>< 所管課 > DX 推進担当部 DX 推進担当課 財務部課税課 地域行政部住民記録・戸籍課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時給付金事業に関すること ・ 各班への応援に関すること

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区の危機管理体制

班名	構成	分掌事務
臨時特別給付班 (続き)	地域行政部マイナンバー担当課 保健福祉政策部保健福祉政策課 保健福祉政策部生活福祉課 子ども・若者部児童相談支援課 各総合支所保健福祉センター保健福祉課 各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	

※1 流行する感染症の種類や特性によって、班編成は増減する。

※2 現地対策本部においては、一番上に記載されている所管をメイン担当(◎)とする。

第2章 区政機能の維持

1 業務区分の考え方

新型インフルエンザ等が流行した場合、多くの職員が本人のり患や家族の看病等のため欠勤する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤できなくなる可能性がある。さらに、新型インフルエンザ等のまん延時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。このような中、区民生活や経済活動に及ぼす影響が最小となるよう最低限継続が必要な業務を行いつつ、さらに新たに発生する感染症対応業務に人員体制を振り向ける必要がある。

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、このような状況が生じた際は、業務継続の判断を即時かつ適切に行うことが困難となることをあらかじめ想定し、平時より非常時において継続する業務を定めるとともに、感染症の特性（ウイルスの毒性の強さ、重症化しやすい年齢の有無など）に応じた区対策本部等による意思決定の下で、感染拡大防止対策や最低限の区民生活の維持等に必要な業務の継続等の対応を図る。

■ 感染症発生時の業務区分

業務区分		業務区分の考え方
非常時優先業務	応急業務 感染症対応業務 (S業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止や感染予防等のために新たに発生、強化する業務 ・区民・利用者を感染症の脅威から守り、感染拡大防止のために応援体制を組んでも緊急に実施すべき業務
	継続業務 (A業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・中断や中止をすると区民生活等に重大な影響を与えるため継続をしなければならない業務 ①区民の健康・生命に関わる業務 ②区民及び職員の生活の維持に不可欠な業務 ③重大な安全に関わる業務 ④休止することが法令違反となる業務 ⑤業務を継続するのに必要な基盤業務 など
停止業務	通常業務 縮小業務 (B業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・中断や中止をしても区民生活等に与える影響が比較的少ない業務 ・業務の性質はA業務に当てはまるものの、感染症流行時には対応件数減等により体制を縮小して運営することが可能な業務
	休止業務 (C業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症流行時に積極的に停止すべき業務 ・集合型イベントや各種講座等、実施すると感染拡大につながる恐れのある業務 ・不特定多数の人が集まる場の提供に関する業務のうち、社会経済活動維持への直接の関係が少ない業務 ・業務の性質上、不急と考えられる業務

2 業務継続と応援体制

新型コロナ対応では、発生状況に応じた業務執行体制の切り替えに課題があり、各部の判断による通常業務の圧縮や感染症対策業務への応援体制を組むことで対応したが、態勢を組むために多大な時間と労力を要した。

また、全庁的に通常業務の縮小・休止と感染症対応業務への人員の投入を行う必要があったにもかかわらず、その態勢が組まれないこと（その判断ができなかったこと）で感染症対策業務が破綻する危機に陥った。

これらのことを教訓とし、事前命令として態勢を組むことをあらかじめ定めておく。

態勢	発動条件	区対策本部	態勢
—	平時	新型インフルエンザ等対策委員会	
警戒態勢	海外でパンデミックの恐れのある感染症発生、国内での発生が予見	特措法に基づかない任意の区対策本部	
インフル対策C態勢	職員の欠勤率が10%を超えた場合 ※まん延防止等重点措置（相当）	特措法に基づかない任意の区対策本部	職員が20%欠勤した場合でも対応できる態勢に移行し、新たに生じる感染症対応業務も含め対応する
インフル対策B態勢	職員の欠勤率が20%を超えた場合 ※緊急事態宣言（相当）	宣言発令中は特措法に基づく区対策本部	職員が40%欠勤した場合でも対応できる態勢に移行し、新たに生じる感染症対応業務も含め対応する
インフル対策A態勢	職員の欠勤率が40%を超えた場合 ※緊急事態宣言（相当）	特措法に基づく区対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 職員が40%欠勤した場合でも対応できる態勢に移行する 新型インフルエンザ等対策本部において、休止又は態勢を縮小する特定の業務・施設を定める 延期・休止となった事務事業の状況を踏まえ、該当する所管より人員を拠出し、新たに生じる感染症対応業務も含め対応する

※特措法…新型インフルエンザ等対策特別措置法の略。区は、新興感染症が発生し、特措法により政府対策本部及び都対策本部が設置された場合、緊急事態宣言が国から発せられた場合等に、区対策本部を設置し、必要な対応を行う。

※欠勤率には濃厚接触者として欠勤した場合も含む。

※新たに生じる感染症対応業務に対応するため、外部委託や在宅勤務、協定等の積極的な活用を行うとともに、平時からより一層のDXの推進を図る。

3 業務継続態勢の発動

- 新型インフルエンザ等発生時に利用できる人材、物資、財源等の資源が制約を受けた場合、又はその恐れがある場合、区対策本部の決定により業務継続態勢を発動する。
- 各課は、非常時優先業務（感染症対応業務、業務継続の優先度の高い通常業務）を実施し、それ以外の通常業務を積極的に縮小・休止する等、区として適切に業務を執行する。

■業務継続態勢の発動基準

態勢	発動条件	区対策本部
—	平時	新型インフルエンザ等対策委員会
警戒態勢	海外でパンデミックの恐れのある感染症発生、国内での発生が予見	特措法に基づかない任意の区対策本部
インフル対策C態勢	職員の欠勤率が10%を超えた場合 ※まん延防止等重点措置（相当）	特措法に基づかない任意の区対策本部
インフル対策B態勢	職員の欠勤率が20%を超えた場合 ※緊急事態宣言（相当）	宣言発令中は特措法に基づく区対策本部
インフル対策A態勢	職員の欠勤率が40%を超えた場合 ※緊急事態宣言（相当）	特措法に基づく区対策本部

資料編

1 用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。

感染症指定医療機関	本行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材
帰国者等	帰国者及び入国者
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか一つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第18条第2項（同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第15条の3第1項（感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
検査等措置協定締結機関等	感染症法第36条の6に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設等を指す。

国立健康危機管理研究機構 (J I H S)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7(2025)年4月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況(患者及び病原体)のレベルやトレンドを把握することを指す。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
自宅療養者相談センター	新型インフルエンザ等感染症発生時に、自宅療養患者のための相談窓口である。令和2～5年の新型コロナウイルス感染症対応では、感染症法上「2類感染症相当」であり、医療機関への「勧告入院」が必要であったが医療提供体制のひっ迫により全例入院できなかつたため、自宅で療養する患者も一定数いた。それら自宅療養している患者の相談窓口。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
社会的検査	社会福祉施設を対象に行う、早期に感染者を発見し、重症化の防止及びクラスターの発生の抑止を目的とした検査を世田谷区では社会的検査と呼ぶ。
重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等(MCM)の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。本行動計画上では特措法における新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。

住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
世田谷区衛生検査センター	世田谷保健所健康企画課試験検査の検査施設名称。区民の食生活、生活環境、感染症等に関する安全確保のための検査を実施している。
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、都による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第 4 条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針

地方衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。都においては、公衆衛生の向上及び増進に関する試験、研究、調査及び検査に関する事務を行う機関として、東京都健康安全研究センターを設置している。
定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法
停留	検疫法第 14 条第 1 項第 2 号及び第 16 条第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間（当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間）、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、J I H S から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区

入院調整本部	管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門であり、都域を超えた広域での患者の受入れ調整も行う。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
発熱相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性せい弱性のみならず精神・心理的せい弱性や社会的せい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部、第25条に規定する都対策本部及び区対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念

流行初期医療確保措置	感染症法第 36 条の 9 に定める、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う措置。流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。
臨床研究中核病院	日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第 4 条の 3 の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
B S L	Biosafety Level の略。 ウイルス・細菌などの微生物や病原体を取り扱う実験室、施設の分類
D X	Digital Transformation の略。英語圏では交差するという意味を持つ「trans」を「X」と略すことから「X」表記としている。 DX とは、環境・技術進化に合わせ、仕事のやり方と組織風土を見直し続けること、「変革」し続けていくことを表す。
I C T	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。
I H E A T	Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略。 感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。令和 2 年 9 月に運用が開始された。医師、保健師、看護師のほか、歯科医師、薬剤師、助産師、管理栄養士などが、保健所等への支援を行う I H E A T 要員として登録されている。
P C R	ポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。D N A を増幅するための原理であり、特定の D N A 断片 (数百から数千塩基対) だけを選択的に増幅させることができる。
P D C A	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ
P P E	Personal Protective Equipment の略。 医療用マスク、ガウン、手袋等の個人防護具

S N S	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。インターネット上でユーザー同士がコミュニケーションをすることを可能にするサービスをいう。
-------	--